

平成20年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成20年12月17日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第24 一般質問
- 第5 議案第58号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 議案第60号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第59号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第61号 平成20年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第62号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第63号 訓子府町手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第66号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第67号 訓子府町共同利用模範牧場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第68号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第76号 町道路線の認定について
- 第17 議案第77号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第18 議案第70号 北網広域圏組合理約の変更について
- 第19 議案第71号 北網広域圏組合の解散について
- 第20 議案第72号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について
- 第21 議案第73号 北見地区衛生施設組合理約の変更について
- 第22 議案第74号 北見地区衛生施設組合の解散について
- 第23 議案第75号 北見地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第25 認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第2号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第3号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第4号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第5号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第30 認定第 6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
追加日程

意見書案第12号 自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書

出席議員（8名）

1番	橋本憲治君	3番	上原豊茂君
4番	河端芳恵君	5番	工藤弘喜君
7番	佐藤静基君	8番	山本朝英君
9番	川村進君	10番	小林一甫君

欠席議員（1名）

2番 西山由美子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は西山由美子議員以外、全議員の出席であります。したがって、8名の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第24、昨日に引き続きまして、一般質問を継続いたします。

10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。一般質問の通告を出しておりますので、通告書に従いましてご質問をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、予算編成についてであります。

平成21年度に向けての予算編成が進められておりますけれども、今の財政状況を見ると非常に厳しい予算編成になると推察いたします。そこで、重点目標をどこに置いたのか。また、収入の見通しはどうか伺いたいと思います。

2点ございます。1点目は、重点課題はどうかということと2点目は、地方交付税の入りをどのように見ているのか。

以上、2点ご質問いたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、平成21年度の予算編成につきまして、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「予算編成における重点課題」についてでございますが、本年10月の定例課長会議と11月4日に開催した予算編成会議を通じ、職員に示した新年度予算の編成方針の中で、「平成21年度は、財政健全化戦略プランの集中対策期間の2年目であるけれども、対外的な取り組みを反映した予算としては、初年度といえますので、予算編成にあたっては中長期的な自立の財政運営を目指すことを町民の皆さんに示すこと。継続事業の効果等を再検証しながら、真に必要な施策の再構築を目指すこと」を基本方針とさせていただきます。

また、現下の厳しい財政状況を考えますと、地域住民との連携による協働のまちづくりの気運を醸成していくことが不可欠でございますので、その取り組みも念頭に置くほか、様々な機会を通じた情報の共有化や住民ニーズの把握に努めながら、優先度の高いものは可能な限り予算に反映することも明記しております。

議員ご指摘のとおり非常に厳しい予算編成になることが予想されますが、先にお示しした財政健全化戦略プランに最大限取り組む一方で、削るばかりではなくて、真に町民に必要な事業には、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい

と思います。新年度の予算編成だけでなく、今後進める財政健全化の取り組みや新たな事業の検討にあたりましては、町民の皆さまのご理解とご協力は不可欠でございますし、多くの皆さまからのご意見をいただくことが今後必要となります。従いまして、課題は沢山ありますが、今後のまちづくりにいかに多くの皆さんに参加いただくかということが最大の課題であると私自身は考えているところでございます。

次に、2点目で「交付税の見通し」について、お尋ねをいただきましたので、これまでの経緯を含めてお答えをさせていただきます。ご案内のとおり、地方交付税につきましては、平成11年度を境に減少傾向が続き、平成16年度からは国の三位一体改革によりまして、限界を超える減額がなされてきたところでございますけれども、全国市町村の抗議や要請活動が実り、平成20年度においては、地方再生対策費が新たに算入されるなど、わずかではございますけれども、改善が図られたところでございます。とは申しまして、三位一体改革前、平成15年度になりますけれども、本町の臨時財政対策債を含めた地方交付税は、総額で26億円を超える額が交付されておりましたので、現在の22億円ベースでは全く不十分といえますし、今日の医療や福祉制度の改正に伴う自治体負担が増加している現状などを考えますと、国に対する要請活動が益々重要になると考えているところでございます。現在、全国どこの自治体も血のにじむような行財政改革に取り組みながら、この地方交付税の減額に耐えているという現状にありますので、全国の町村長で構成する全国町村会においても、単なる地方交付税の改善要望だけではなくて、三位一体改革前の水準に復元することを強く求めているところでございます。

本題の地方交付税の見通しについてでございますが、普通交付税の算定は、人口や面積などの測定単位に各種補正係数を乗じ、さらに、単位費用を乗じて計算いたしますけれども、補正係数は算定時に示されるものでありますし、単位費用につきましては2月以降に示されるのが通例でございますので、現時点では全く予測がつかないというのが正直なところでございます。

あえて申し上げるならば、国のねじれ国会という不安定な状況にある中で与野党いずれも地方が疲弊^{ひへい}している現状を理解しているものと認識しておりますので、21年度については、更なる増額があるものと期待をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきましたので、何点が再質問をさせていただきますと思います。まず、1件目の重点課題につきましては、私も財政健全化戦略プランの中身につきましては、理解しているところであります。しかしながら、今の状況を見ますと特に、福祉の部分についての対応が重要であると思っておりますし、これからもそういうような進め方をしていただきたいなと思っております。例えば、財政健全化戦略プランは別にいたしましても、21年度に向けては、例えば福祉の部分はもう譲歩できない。精一杯の予算でやっていくとか。さらに町長の考え方の中で、21年度は、この部分に力を入れていきたいというような、そういうような部分を含めて、答弁をいただきたかった訳でありますけれども、今町長が申し上げられたことについては、私は理解はさせていただいていると思います。特に、この部分の中で、町長が町長としてやりたい部分、特に、21年度に向けて、これだけ他の市町村に対しても胸を張っていけるというような、そう

というような部分があれば、お答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まだ、予算編成中でございますから、細かなことは申し上げることはできませんけれども、3つほど考え方をもちまして。

1つは、これは福祉部分に限って申しますと、20年度と比較して後退は絶対させられないという認識を持っておりますから、細かなことで言いますと実際には利用されていないサービスとかいろいろなことがありますから、幾分の凹凸が出てきたとしても、大筋で福祉に係る予算につきましては、20年度を後退させることはないということをはっきり申し上げることができるのではないかと。

2点目でございますけれども、継続しなければならぬものは、きちんと継続してやる。特に、ハード事業で申しますと残された道営畑総事業等については、きっちりやらせていただく。これは期限が22年度までの計画でございますから、道予算そのものが縮小状況にありますけれども、これはさらなる強い要望も含めて、国や道のお力添えもいただきながら、継続した事業はきっちりこれはやらせていただく。関連して道営の道の事業で申しますと、懸案事項でございました、オシマ川の河川の整備等についても引き続き実施に向けてやっていかなければなりませんし、とりわけ一昨年から川南地区の河川等々の洪水等があったことは皆さんご承知のとおりでございますので、これらに対しての早急な対応を引き続きお願いをしていくとの考え方をもちましてございまして、さらには、川北につきましてもケトナイ等々の河川の整備等については、これも引き続き、きっちりやらせていただくということでございまして。

そしてまた、特に、小林議員がおっしゃいましたように、特に、やらなければならないことということで申しますと、これはハード事業を中心にして、現在投資的な事業を精査いたしているところでございますけれども、何としても私自身は、訓子府小学校の耐震強化。これは、億単位の仕事になると思っておりますけれども、震度6以上の強度の地震が起きた場合については、学校校舎そのものが危険であるという診断結果が出ておりますので、これは、文部科学省や北海道の協力も得ながらできるだけ、早く耐震の強化仕事をさせていただきたいということでございまして。関連して、大規模ではございませんけれども、消防庁舎の耐震改修等の準備も含めてやっていきたいということでございまして。さらにハードで申しますと、これは道営事業でございますけれども、道営の草地整備事業等でこれも酪農振興会等からの要望もございまして、町営牧場の草地改良等の実施を粛々と進めていきたい。細かなことは沢山ありますけれども、例えば、地上デジタル放送のテレビ中継局の整備事業。さらには、これは私のマニフェストでもあげてございまして、実際の会計を企業会計並みの公会計の財産も含めた状況を示していくというのがかなり強い要望がございましたので、これのシステム導入についても、具体化を進めていきたい等々あげていきますとハード事業でも申し上げても、まだまだ新規あるいは継続も含めてございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、21年度に向けての重要課題ということで何点かお示しされました。中でも本当に重要な部分。どれが重要でないかというようなことでなくて、一つひとつ全部が重要であると私も思いますけれども、特に福祉の部分につきまして

は、ぜひ今後ともできる限りの手当てをしていただきたいと思います。

次に、交付税の意義をどのように見ているかということでお答えをいただいた訳でありますけれども、昨今の偉そうにものを言う部分なのかと思いますけれども、国の政策が、ちょっと違う方向に向いているのではないのか。あくまでも地方の部分で論議している部分、地方切り捨ての考え方の中で進んでいるのかと思っております。特に、ここ何カ月はそのような感じを特に受けるわけでありまして、そういうような観点から、特に金融関係のことが話題になっておりますし、それらの救済のために貴重な税金が使われていく状況になっておりますので、そのしわ寄せが地方交付税に向いてくるのかというような私なりの心配もございました。それでお伺いしたんですけれども、実際に町の職員の方が担当されている部分が非常に困難となってくる部分が地方交付税の減額の中で出てくるとしたらかなり厳しいのかなと思っております。そうした厳しい部分が町の予算にかなり出てくると何ていいますか。これから執行していく上でもかなりの問題が出てくるのかというような余分な心配かもしれませんけれどもそういう心配がありました。まだこの地方交付税につきましては、いろいろといろんな部分の算定基準があって簡単には出ないということでありまして、本町においては、20年度と同額ぐらいの何か地方交付税の予算と見ますか配分を見ているということでありまして、そうした部分が本当に心配ない形で出てくるのかどうか。国から配分されるかどうかというようなところでありますけれども、これらの部分で本当に昨年並みの金額が配分されれば問題ないですけれども、そのような私個人の考え方よりも町長が昨年並みというようなことでご答弁ありました。そのことについてある程度の根拠があることだと思っておりますけれども、できればどういう部分が昨年と同じような交付税の措置がされるというようなことを考えておられるのか、もう一度お伺いをいたしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほどの答弁でも申しましたとおり、国はこの2年間の間に内閣総理大臣が3人変わるという状況。全く予測もつかない政治的な意味では混乱のような状況が続いております。これから何が起きるか分からないというのが政治の状況でございますから、しかし、時点での麻生内閣からの発言をみても、やはり地方が自由に使えるお金を確保することが地方の疲弊を改善することなのだとすることは、これは明らかに明言してきている状況ですし、これは与野党ともにその点で申しますと、地方を何とかしなければならぬということでの地方交付税。例えば1兆円を増にするということを、これが本当かどうか分かりませんが、そういう見解を示してございますので、今日総務大臣と財務大臣が地方交付税をめぐっての話合いが行われるということで、これは新聞報道で出ておりましたので、いずれにいたしましても、平成20年度の今時点マイナスにするような状況は少なくとも21年度予算の確保については、私はないというようにとらえております。ただ今後どうなるかということにつきましては、まだ小泉政権が旗印に掲げておりました三位一体改革の評価についても割れているところがございますけれども、しかし現状のような地方財政の疲弊というのは、いずれの政党が政権を担ったとしてもそれは私は全く否定するものではございませんので、ある意味では全国町村会、知事会も含めて、共通した要望を行っておりますし、東大の神野先生を中心とする地方財政審議会においても地方交付税に対する増額を要望しているという状況でございますから、

道州制やあるいは基礎的自治体のいろいろな動きが将来的には出てくるという中でかなり不安な部分もございますけれども、私は少なくとも21年度については何とか今年の並みの22億円の地方交付税は確保できるのでないかという見通しを持っているところでございます。さらに、今回の補正予算でも出していただきましたけれども、地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画等が国の施策で、これも早急の措置ということで出ております。これについてもご理解をいただきましたら、1,500万円規模の予算要望を私どもの町も透かさず出させていただいて、そして少しでも財源に確保を努めたいと感じるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） それでは、次に教育問題についてお伺いしたいと思います。

教育長にお答えをいただきたいと思います。

小学校では、来年度から算数と理科、体育などで標準時数が増えますが、一方では「総合的な学習」に充てる時数が縮減する。理科など、新単元や新教材への準備とともに、体験や言語活動をどう取り入れたカリキュラムを工夫するのも課題となっております。

移行期間中は、授業時数増加はない国語も全面実施では低・中学年を中心に増加することを踏まえて、習得した知識を活用する学習活動を今から検討しておく必要があると考えております。

そこで、新教育課程の移行措置への対応についてお伺いをいたしたいと思います。私が6月にも新教育課程の移行措置案についてご質問をさせていただいております。6ヵ月経過しております、大分内部的な検討もされていると思いますので、4点についてお伺いをいたします。

1点目は、現時点の進捗状況はどのようになっているのか。

2点目は、学校との協議の中で問題は出ていないのか。

3点目は、移行措置案の協議が進んでいると思いますが、本町独自の取り組みが論議されておりましたら、お伺いをいたしたい。

4点目は、移行措置案の実施に向けての研修会が各地で開かれていると聞いておりますけれども、これらに訓子府町教育委員会として参加されているのか。

以上、4点について、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 新教育課程の移行措置への対応について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをいたしたいと思います。

まず1点目の現時点での進捗状況^{しんちよく}はどのようになっているかのお尋ねでございますが、各学校においては新学習指導要領が適切に実施できるよう、教職員の理解、認識を深めるために学習会や研修会等への参加を行いながら、教職員が一丸となって準備を進めているところでございます。新学習指導要領につきましては、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度から全面实施することになっております。全面实施までの間を移行措置期間といたしまして、平成21年度からただちに先行実施するものや新課程の内容の一部前倒し、さらには学校裁量で先行実施できる教科等がございます。このため各学校においては、指導内容、授業時数の増加など改定内容の確認や課題への対応、さらには学校裁量により実施可能な教科等の選定を行うなど教育課程指導計画の作成に向け鋭意検討を行っている

ところでございます。今後も来年4月の移行措置実施に向けて、学校と十分な連携を図り適切に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目でございます。学校との協議の中で問題点は出ていないかとお尋ねでございます。1点目のお尋ねでお答えしましたように、現在、学校において検討中の段階でもあり、学校からは特に問題点は出されておられません。ただし、現時点で想定されます課題としましては、新たに実施します小学校での外国語活動での指導教員の要請や実施に向けた校内研修の推進、さらには語学指導助手の派遣調整などが考えられます。また、算数、数学、理科の補助教材や外国語活動における英語ノートなどの教材の配付が3月と遅いことから、指導計画作成にあたって適切な対応が必要となってくるものと考えております。いずれにいたしましても、今後も詳細に詰めていく時点で課題も出てくると思われませんが、学校と十分連携を図りながら適切に対応してまいります。

次に3点目の移行措置にかかる本町独自の取り組みのお尋ねでございますが、移行措置期間中には、学校の裁量で可能なものは先行実施できることになっております。このことから両小学校でも外国語活動を実施する予定で進めております。総合的な学習の時間を活用しながら、訓子府小学校では多くの教員が外国語活動に携わることにより、平成21年度は3年生から6年生で10時間。平成22年度は4年生から6年生で15時間実施する予定であります。また、居武士小学校も引き続き3、4年生が語学指導助手と触れ合うために10時間。5年、6年生は平成21年度に20時間。平成22年度に30時間を予定しているところであります。

次に4点目の移行措置案の実施に向けての研修会の参加についてのお尋ねであります。新学習指導要領の改定に伴う研修、研究の場として北海道教育委員会主催の北海道小学校教育課程研究協議会、北海道中学校教育課程研究協議会、小学校における外国語活動教員研修がすでに開催され、本町からもそれぞれ教員または管理職が参加したところであります。また、町独自の研修会としまして網走教育局から講師を招き、校長、教頭、私ども教育委員会を対象とした研修会を開催するなど、学習指導要領の改定に伴う理解に努めているところであります。今後とも各種の研修等が開催されると思っておりますので、積極的に関係者の参加を推進してまいりたいと思っております。

以上、移行措置への対応についてお答えしましたので、ご理解をお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、4点にわたってお答えをいただきました。何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

現時点では、移行措置の中では研修を含めて前向きに取り組んでおられるということを感じました。これからも新しい取り組みの中でいろんな問題も出てくるかと思えますけれども、やはり現時点でいろんな取り組みをされている学校があると聞いておりますので、先行実施の中でぜひ何ていいですか。全面実施に向けて努力をしていただきたいなと思っております。特に、先行実施ということで外国語の授業を取り入れるということでもありますけれども、それらにつきましてもいろんな語学助手。またそれに携わる教員の方々の苦労というものは、ものすごく大きいと思っておりますので、それらの何ていいですか後押しといいですか。それらの部分がさらに重要になってくると思っております。これらの部分については、教育委員会が先頭になってやっていかなければならない部分であろうかと

思います。

そこで、再質問ということでお伺いしたいと思いますが、中学校の移行期間は小学校より1年多く3年間あると思います。新課程の時数を先取りして数学と理科の授業数は増加するが、一方では選択教科と総合的な学習が減少すると聞いております。トータルでは現行と変わらないと言っておりますけれども、なぜ数学と理科の授業だけなのか。教育委員会としての対応と取り組みについて、また、選択教科と総合的な学習の中身はどのようなものなのか伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、中学校の関係でお尋ねがございました。

中学校は特徴的、議員さんがご指摘をされましたように総合的な学習と選択教科の時間を減らして、理数のほうに寄せるような形になっております。現行の学習指導要領の1つの反省点の中で国際的な学力の比較の中で、日本の生徒はとも理数系が最近、弱くなっている。昔は1位をとるのが当たり前だったのですけれども、最近は5位にも入らないで、ちょっと低迷しているというようなことも言われておまして、やはり国際化社会を迎えて、国際の中で、世界の中で活躍できる人材を育てるという点で、知識偏重ということではないのですけれども、特に、弱いと最近されている理数系に力を入れるということの反映だと理解しております。

総合的な学習につきましては、ゆとり教育の中で教科または知識偏重に寄らないように、もっと教科間の勉強だとか教科以外の地域社会に目を向けたり、いろんな幅広い学習が必要だという中で生み出されてきた教科だと認識しておりますけれども、反省の上に立って総合的な学習や選択教科を否定する訳ではございませんけれども、全体的なバランスをとったものと認識しております。この狙いに向けて教職員の理解。それと一番大事なのは、子どもたちへの理解を進めることだと思いますので、それらも含めて、この3年間の移行期間において、急激な変化は良い結果をもたらさないということでの移行期間でございますので、慎重にそして確実に成果が上がるように教育委員会、学校連携して進めてまいりたいと思います。

今、お答えしたことで含まれていると思いますけれども、万が一、質問の趣旨とはずれていたら、またちょっとお答えさせていただきたいと思います。

10番（小林一甫君） 選択教科の総合的な学習の中身、例えば道徳はどういうふうに入るのか。

教育長（山田日出夫君） はい、分かりました。すいません。課長のほうからお答えします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 選択教科の中身でございますけれども、これは生徒選択のもの。それから学校選択のものがございます。その中で、現在全教科を選択教科として選定してございます。その中で例えば、数学ですと発展的、標準だとか、それから基礎というような3段階に分けてやっているものもございます。そのほかには、先ほども言いました全体的な教科ですから数学だけではなく、理科、社会、国語、英語、それから、そのほかの体育、音楽についても、それぞれ時数を設けて選択教科ということでやってございます。それから、総合的な学習の時間の内容でございますけれども、現在これにつきましては、

中学校の総合的な学習の時間の中では地域学習だとか福祉、それから進路の関係、これらをそれぞれ時数を設けて対応をしているということでございます。

また、小学校については、その他にも語学指導助手とのふれあい、外国語の関係だとかパソコンを使う情報教育というようなことでも対応をしているところでございます。

道徳の関係につきましては、これは道徳の時間の中で、それは年間105時間設定されておりますので、その中で道徳を組み込むということでございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきました。選択科目につきましては、全科目対応ということであります。道徳の部分については、独自の時間設定ということであろうと思います。どの部分に入るのかなというようなことでお聞きした訳でございますけれども、道徳に関しまして若干質問させていただきたいと思います。

昨今、新聞やテレビ等などで毎日痛ましい事件が起きております。道徳の関係の105時間という時数が減少するのがどうか。例えば、選択教科とか総合的な学習の中では、かなりの時間が削減されていくと思いますけれども、道徳の時数はそのままなのかということ。時数が減少すると人間としての尊厳とか責任。また、人との関わり方など、一番に必要であり、大切であると思う道徳教育の私なりの単純に考えたわけでありますけれども、時数が減少した場合、非常に何か子供の育成、精神的な育成の中で問題が出てくるのか。別にあるということなので、そのことにはこだわりませんけれども、この105時間が満度に充てられるのかどうか。今後どのように進めていこうとするのか簡単で良いですけれども、お答えをいただければと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 道徳の時間でございます。まず、訂正してお詫びしたいと思いますけれども、先ほどの答弁で道徳年間105時間とお話しましたけれども、週1時間の35時間、各学校、小学校、中学校とも35時間ということでございますので、ご訂正したいと思います。

それで、今ご質問ありました道徳の時間につきましては、これは現在と同じく今後とも各学年とも35時間ということでございます。35時間でございますけれども、内容的には、きちんと新学習指導要領の中にも示されておまして、この道徳の時間だけではなく全教科、それから学校の教育活動においても道徳活動を行うということで規定をされております。そう言ったことございまして、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 補足させていただきます。新学習指導要領では道徳を章立てで、記述されておまして、非常に具体的に改正されております。特に、今回の改定で道徳については、特に、こういうことが言われております。全教科を通じて指導の場面において道徳を教える。別に道徳の時間だけではなくて、例えば、国語にしても数学にしても、例えば共同で何かグループ作業をするようなときはお互いを尊重しあって、最後の結論に導くように、そのような指導をする。だから道徳と大上段に振りかぶってするということではなくて、日常の全学校の教育の中で配慮するということが言われているほか、特に、人権と生命の関係、それと情報をモラルとか集団宿泊活動とか今までにない場面というか教育の内容において、道徳を明確に位置付けたことが特徴的になっているかと思います。

それで道徳が何かということなのですから、一言で言うと他人と協力して生活をする。マナーを学び合うということでありまして、特定の思想的なものを意識されて道徳という言葉が使われることがありますけれども、そんなことではなくて、子どもたちが集団生活の中で生きていくための力を養う1つの分野だということ認識しておりますし、指導要領でもそのように定められているものでございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 道徳の部分につきましては、ただいま教育長のほうから細部にわたってご答弁をいただきました。今一番大事なことは、やはり頭が良い悪いということではなくて、人間としてどう生きていくべきかというような部分が、非常に今問われる時代になっていると思います。そういうような観点から、ぜひ今後もこの道徳につきましては、普通、一般と言いますか普通の授業の中でも、ぜひその部分を子どもたちにきちんと教えて言っていただきたいなと思います。

それでは最後、この部分お伺いしたいのですけれども、中学校の保健体育では平成24年度実施になると思いますけれども、武道とダンスが必須になるようでございます。これらの実施に向けて施設整備や指導者の研修。また、いろんな用具が必要になると思いますけれどもそれらの整備。また、必須科に向けての課題もかなり出てくるのかなと思っております。本町の教育委員会としては、どのような考えで進んでいくのか最後にお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 中学校の保健体育に武道とダンスが教育課程の中に加えられました。特に、武道の関係でお尋ねございましたけれども、武道は剣道、柔道、相撲。この3種目の中から選んで、学校単位で選んで実施していくということになります。

いくつか課題があるかと思えます。1つは施設的なこと。それと用具のこと。それと指導者。大きく3つあると僕らは認識しております。幸いに本町は施設的には中学校に立派な武道の場が用意されておりますので、基本的にはこの問題はないかと考えております。あと何の種目にするかということは、まだ検討して決めてはおりませんけれども、それは施設のことと用具のこと。それと指導者のことから、自ずと決まってくるのではないかと考えております。それで用具ですけれども、剣道については防具類が多少古くはなっているかと思えますけれどもありますし、柔道の畳はあります。相撲はちょっと外でやるのか中でやるのかということもありますけれども、相撲に関してのマット類を使うかどうかということも含めて、まだ未検討であります。問題は指導者であります。一般に中学校には、今体育の教員が1人おりますけれども、彼は体育の大学でこれらの全体的な学習をしてきております。それで基本的な指導はできますけれども、例えば、剣道にしても柔道にしても、これに絞って1年間通した指導が果たしてできるかどうかの検討も必要ですし、できないとなれば町民の皆さんの中からお協力をいただく。指導者ということもあるかもしれませんが。今現在、スキー、スケートで先達の皆さんにご協力いただいておりますので、これは来年度本格的に稼働します。学校地域支援本部ということで、町民の皆さんの力を学校のあらゆる面での支援に、一部力を割いて協力をいただくという授業もやろうと思っておりますので、それらとの関連の中で検討されていくと思います。

いずれにしても、学校の状況にあった種目を選んで、子どもさん。そして、保護者の皆

さんの理解と協力を得ながら、慎重に成果が上がるように検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいまの保健体育の件でご答弁がございました。

いずれにせよ、実施に向けてはきちんとした対応が必要となってくると思います。指導者の方につきましても、今のところ教員の中で指導できる方が1名ということでありますけれども、お答えの中では地域の協力を得ながらというようなこともあります。実施に向けての協議の中では、それらの部分も整理されると思いますけれども、あまり実施直前になってからおたおたすることのないような、そういう体制づくりをきちんとしていただきたいと思います。

いずれにせよ、子どもたちが本当に安心して、学校生活が送れるような、そういうような体制づくりをぜひしていただきたいと思います。そういうことで私の一般質問はこれで終わりたいと思いますけれども、最後に教育長のこれからの取り組みについて何かありましたら、お伺いして終わりにしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） はい。数10年ぶりに教育課程が改正されました。これは先ほども触れましたように、子どもたちが将来にわたって生きる力をどのように育むかということでもあります。人間が関わることであります。お子さん、保護者、教師、そして組織としての学校、教育委員会、これらが十分改定の趣旨を理解して、その成果が上がるように一致協力していくことがポイントだと考えております。教育委員会としましては、全体を通して、学校現場でスムーズに教育課程が定着し、子どもたちの健やかな成長が図られることをこれからも一生懸命支援してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど、小林一甫議員からの答弁の中で訂正がございますので、訂正をお願いしたいと思います。

町長。

町長（菊池一春君） 議長のお許しをいただきましたので、小林一甫議員の予算編成に関わる重点課題は何かという中で、平成21年度予算編成の重点施策。特に、ハード事業を中心にした中で私の説明で川南、川北の事業の河川の名前を逆に答えたようでございます。正式に申しますと、全町的な調査・測量等の実施をしているところでございますけれども、川南で申しますと、ケトナイ、ポンケトナイ。そして、川北で申しますとタンノメム川、紅葉川が既に調査・実施等々の段階で進めているということで、ご理解を賜りたい

と思います。

議長（橋本憲治君） それでは、一般質問を継続いたします。

次は、9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。質問通告書にのっとり一般質問を入りさせていただきます。

今回の質問の趣旨は、常日頃町長が言われている「安心、安全のまちをつくる」ということ。そして「役場は何をやっているのだ。職員は何をやっているのだと言われない行政を推し進める」と言われております。その件を中心に質問をいたします。

この件につきましては、2つ大きな質問をさせていただきますが、まず始めに、南13線交通安全施設整備についてお伺いします。

1番は、見積、予定価格の精度についてお伺いします。当初の説明では2億円を越す予算でありました。それが1億4,680万円になり、また最終的には相当な減額がされて、三度ぐらいの見直しがありました。最終的に実施された金額の内訳の説明をお願いしたい。

2つ目に、設計測量費1,033万円というのは、高くはないのだろうか。また、何にこの高額な費用が掛かっているかお尋ねします。

3番目、工期は7月26日から12月15日となっておりますが、この日程には、冬期工事割増は入っておられるのかどうか。

4番目、この工事には追加工事が出ました。随意契約ということでした。内容について問いましたところ守秘義務違反に触れるということで、どこに秘密があるのか。町民の知る権利というものをどのように考えておられるのか。

この4点、まずお答えをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま南13線の交通安全施設整備に伴う4点のご質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず1点目の見積予定価格の精度の問題でございます。平成19年度当初の全体事業費につきましては、議員ご指摘のとおり2億460万円の予定でございましたが、この時点では、調査設計を行う前の概算事業費ということでご理解願いたいと思います。その後、同年度に実測線調査、用地調査、支障物件調査を行って事業全体の数量を把握した上で、平成20年度の全体事業費1億4,680万円を試算していたところでございます。しかし、平成19年度当初全体事業費には、車道の整備が計画されておりましたが、車道の状況、工事費削減などを勘案し、車道の整備を取り止めたところでございます。しかしながら、平成20年度の全体事業費算定の際に、誤って車道整備に関する費用を計上したものであり、全体事業費の精度の甘さについては、議員のご指摘のとおりでございます。今後このようなことがないように指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、本年度の工事実施により、全体事業費は9,247万8,000円で事業完了する見込みでございます。その内訳でございますけれども、測量試験費1,281万円、工事請負費5,752万7,000円、公有財産購入費1,102万6,000円、補償費573万4,000円、これらに係わる事務費が538万1,000円でございます。

次に、2点目のご質問がございました。設計測量費1,033万円は高くないのか。ま

た、何に高額な費用がかかっていますかというご質問でございます。昨年度、実測線調査設計、用地調査、支障物件調査の3本の調査業務を実施しておりますが、まず実測線調査は工事を施行するための測量調査と実施設計の業務でありまして、全長513メートルの委託料は、278万2,500円でございます。次に、用地調査は歩道拡幅に伴う潰れ地を調査する業務でございます。全長956メートルの委託料が、555万4,500円でございます。次に、支障物件調査は歩道拡幅に伴う建物や庭木等の支障となる物件を調査する業務で、この委託料につきましては、199万5,000円でございます。調査費3本の合計が、1,033万2,000円でございます。

また、平成18年度の単独費で平成19年度の工事を行うため、延長440メートルの実測調査として、247万8,000円を実施しておりますので、調査費の費用は、1,281万円でございます。現地の敷地を拡幅して整備する事業であり、いずれも個人の大切な財産に関する調査のため、委託による事業実施を行ったところでございます。

次に3点目の冬期工事割増は入っていますかのご質問でございます。これにつきましては、本年度の事業につきましては、同年度に用地の取得及び補償物件の移設補償をしているために、工事は農作物の収穫及び補償物件の移設後に着手しているところでございます。工事の工期につきましては、7月26日から12月15日の設定でございますので、冬期工事割増しについては、11月1日から対象となるため工事日数149日に占める冬期日数50日の割合で算出いたしますと0.61パーセントが、諸経費の中の現場管理費に加算されております。額にいたしまして14万3,000円が冬期工事の割増し額でございます。14万3,000円でございます。

次に、4点目の追加工事の随意契約についてのご質問でございます。その2工事延長53.11メートルを既に発注済みの南13線交通安全設備工事の随契によりまして、発注を行ったところでございます。これにつきましては、地方自治法によりまして、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することが見込まれるとの理由から行ったものでございまして、既に発注済みの工事と加算した工事の諸経費を使用していることから、単独による発注よりも14万7,000円程度経済的な積算でございます。

以上の4点のご質問についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 再質問をさせていただきます。まず、この計画途中で頓挫して2億460万円から9,247万8,000円まで落ちた中で、私が思うには、この工事に対しては、まず原因分析発生要因と言われるもの。何のためにやるかという説明。これは、町内会に説明されていたようですが、計画の意義。これは、きちんとした説明がなされていないように思います。それで聞きましたところ交通安全と言っているのですけれども、これは通学路整備という意味合いで、通学路の整備であれば当然もう1本南側に集中して中学校の生徒が登校、下校している。これは旭町町内会のいろいろな方からそういうお話でした。それからこれは、福祉の目的をもった歩道を整備するということで、点字ブロックも設置されております。その時に私は教育委員会から福祉保健課までちょっとだけ所管の関係するいろいろな事情がありますので聞きましたところ、この計画には福祉保健課も教育委員会も参加していない。ところが事業内容で予算をつけてきたときに、まず、

教育委員会と福祉保健課が外される意味合いはないと思います。いい計画をされるときには、関連する部署が、みんな協力し合ってやらなければいけないはずです。今回、説明を受けている中で、この歩道は電動車椅子が両側から来て交差できるような幅をとりたいという説明でした。そうした時に、末広線というのですか。町道。あれから入ってくる。小学校のほうから入ってきた時に、畑と歩道は段差があります。電動車椅子が転倒する可能性もある訳です。そうした時に、その計画が福祉保健課を入れ、社会福祉協議会からの意見も入れた時に、転倒する防護柵が必要かもしれません。それから通学路に対して、完全通学路の整備ということであれば、何時から何時までの時間限、時限の標識も出るはずですが。本来、どこの通学路でも午前7時半から午前9時までは大型車両進入禁止という標識があります。ところが、本町にはありません。これは関連する部署との協議が入っていない。ということは計画の段階で担当する建設課が独自にやって、他の部署との連携がとられていない。この計画はまずいと思います。そして途中であれがこれがという変更。そんなに変更があって、精度のいい仕事ができるのだからと。町内会からは完全に通学路としては、南13線をまず使っていないと思うということでした。これについて私は、まず第一に計画の段階で、甘さがあったと言い切れません。そして、いい仕事ができないという結論に達して、後のほうの質問に入りますが、この計画は非常に甘い。関係する部署が抜けているのではないかと思います。町長どうですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点のご質問だというように理解しております。

1つは、各課間の連携がないのではないのか。これは、私が町長になる以前から南13線につきましては、主要なアクセス道として、位置付けられておりまして、何とか実現したいということで、町の全体計画の中で何度も計画が上がってきた道路だというように記憶しております。特に、役場、駅、市街地形成を伴う整備の中で、平成10年ぐらいから、あそこの13線の拡幅については議論をし、町内的なロード計画を練って、課長会議等でも話された。そのときに私は、南13線の拡幅あるいは整備についての状況が必要だということの話し合いをした経緯がございます。その点でいきますと、駅から小学校の前を通過して、そして役場等々で点字ブロック、そして歩道で安心、安全の道路をつくるのだということでしたので、各課間の状況でいいますと、長いスパンの中でやっていますから、このことが集中的に私の町長になってから、各課間の中で議論したことはございませんけれども、その長いスパンの中では、役場の課長会議等で議論をして、1つのプランが出来上がったということで、ご理解を賜りたいと思います。その点でいいますと例えば、もう1本南側に、2点目ですけれども、旭町町内会としては、もう1本南側のほうに子どもたちが通るのではないのか。すなわち、現在のきらきら本舗の前のところの側面から、中学校の正面に入っていくということを議員がおっしゃっているのではないのかと思いますけれども、実際の子どもの通学の数をカウントしたことはございませんけれども、しかし、主要の1つの道路としては、私は南13線が安全なあらゆる文教施設、公共施設にも通じているという点では、私は適切ではないのか。私自身は、直接旭町町内会の皆さんとお話したことはございませんし、現在の町内会長さんともその辺のところは詰めたことは、もうできていますので、ありませんけれども、私はそういうさまざまな状況を勘案して、そのような計画を立ててそして実行されてきたということで理解しておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これは、できてしまったことですから、もうしょうがないといえましょうがありません。しかし、今後の計画の立て方及び公共事業、公共工事の進め方においては、関連する部署が関連する事項、要望を出して、きちんとした計画をしていただくというそういうことを僕は、職員の間でとにかく実践していただきたいという意味合いでお話しています。

それで2番目の設計測量費の1,033万円、1280万円ですか、これは言いましたけれども、実測線測量とかいろいろもう既に立派な道路がついて、立派な歩道があるのです。そうすると図面もある。全てがあるところに何で、1,000何百万円もの金がかかるかということなのです。聞いていることは、もう既に図面ありますから、出せて言ったら出てくるはずですよ。歩道もついています。その1m50cmを広げるだけに、何でこんなにお金がかかるのですか、かけるのですかということですよ。結局、町職員は建設課といろいろ話しましたが、補助金というのは、町からの手出しがないから、だから軽い考えでいくらでも金を使っていいというような考え方でいると僕は言い切れます。ハッキリ言わせてそれで今回、何故これが問題になるかといういろいろなことをやる。何にも見通しが良く見える訳ですから、そこに何故こんなお金が入っている。そしてこれらの半額は補助、半額は過疎債。過疎債の70%は国が払ってくれる。その元利合計全部払ってくれる。その30%ですけども、全体像の15%ですから、そうすると9,000何百万円ということでその15%というのと過疎債の膨れが今14億円を超えている訳です。残債。はっきり言わせて、過疎債というのは3割だけ、半分の3割だけ町が手出しだから、軽い考えで全ての公共事業にかかってきているのではないかと思います。これは困ります町長。そして、簡単に言えば、そのツケが全部町民の皆さんにかかってきて、今回水道料金を上げて、そして、全ての手数料を上げたいと言ってきている訳です。はっきり言わせて、町職員の計画をおかしいと言ったら悪いけれども、きちんと精度の上がったものをやっていただけないで、そうして残った借金を全町民が尻拭いをさせられる訳なのです。これはおかしいと思います。精度のいい仕事。計画の時から、きちんとやっていただいてから水道料を上げたい。何々の使用料を上げたいということであれば聞けます。しかしこれは、この実測線測量。僕いろいろ聞きまして、他町村の僕の後輩にも聞きまして、「こういう問題はどのなのだろう」と聞いたら、「役場の横のところか」と、もう分かるのです。あんな見通しのいいところで実測線測量をやって、そして補償のための測量をやってしまったら、「いや俺は他町村のことには口を挟めないし、俺はもう役所を離れたから、しかしやはり高いと思うというのは、それはまあ。」そして、この話がいろいろとなったときに、今度は西富地区のところに道路ができた。そして僕は、これははっきり言って、半分喧嘩になりました。「あんなところに何で道路をつけたのだ。町議会議員何て誰もいないぞ。お前らなんか居なくなつていいのではないのか」と、これまで言われました。だから、そのとき私は、これは二度も三度も同じようなことを言われるので、「じゃああなた議員になりなさい。選挙で戦って議席をとって何をやるかやりましょう」と、それ以外言うことがなかった。あの道路については、何のためにあんなところに道路がついたのだから、いや僕は議員になって若いから分からない。そして、西部地区畑総。先輩議員に聞きまして、

「とにかく畑総でそういう計画があって行ったことで、我々がどう言えるこう言えるというものではない」と言われました。ですから、建設課が行っていると思う。それから、公共事業、道路、全てのものに町民の目がいけます。そうして、その後言われることは、これは、全員協議会でも議長の前で私は言いましたけど、議員が何をやっているのだと。町職員何をやっているのだ。町職員は高い給料ばかり貰って、何をやっているのだという結論。これにつながるのです。ですから、とにかくこの公共事業、公共工事というのは、建設課が町の顔と見られます。教育委員会が何を行って、ああマラソン大会あったのだから程度です。ところが道路一本つくったということは、これは町民が集中的に入ってきますから、ですから、今回のこの内容を何とか町民の皆さんに、知らせないといけないと思います。広報活動の中で知らせる。この測量費、僕は1,033万円と聞いていました。1200何十万円、合計で、僕はこれはべらぼうに高い。これはもう素人がみても一直線ですから、補償されたのは民間の方1件と病院が1件の2件だけです。精査していただいて、きちんとやっていただかなければ、こんな馬鹿なそれははっきり言ひまして、町民の皆さんは、何のために工事屋にそんなに儲けさせてやるのだ、測量屋に儲けさせなければいけないのだ。そして、町議会議員は何やっているのだ。お前らは居なくたっていいという結論になってきます。ですから、これ高い安い結論は正常だと思っているかもしれない。私は高いと思います。町長は高いと思いませんか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 川村議員、具体的な質問をお願いします。今、最終的に聞いているのは、実測測量の根拠を聞きたいということで、再度質問でよろしいですね。

町長。

町長（菊池一春君） まず、公共事業を実施する際にあたっては、関係する課の連携が極めて大事だということは、おおせのとおりでございますし、これは私が町長になってからは、かなりその辺のところは徹底させていただいているつもりでございますし、もちろん住民の説明会も丁寧にやらせていただいておりますので、ご指摘のとおりこれにつきましては、一層の努力をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう1件の測量費の1,033万2,000円あるいは最終的には、平成18年度の延長440メートルの部分の調査費の247万8,000円を加えた1,281万円が高いか安い。これは考え方としては、先ほど私が説明したとおりでございます。しかも、過疎債をもらって町費は出さないから、職員は手を抜いているのではないのか。あるいは、その尻拭いを町民にさせて水道料等を上げているのではないかという議論は、明らかに私は議員の認識違いというようにとらえております。時間の関係がありますから、私はいちいち反論はできませんけれども、1つは過疎債を使う。もちろん補助金を導入するということは、私どもの職員が直営で100%丸抱えでやるということであれば、例えば、長野県の栄村のように、下駄履きの福祉センターやあるいは自分たちで全部補助金を頼らないでやるという政策であれば可能かも知れません。しかし、補助金や過疎債等を利用してできるだけ一般財源の持ち出しを少なくするという点では、国の補助基準あるいは北海道の単価等を基本にしなが、私ども職員は、見積設計を入札にかけるわけでございますから、その点が高いか安いかということで言いますと、私自信は公の事業で国の補助金あるいは道の等々のそういったものを利用する際には、それはここで論ずる問題ではないのではな

いのか。むしろ、過疎債を利用して一般財源の持ち出しを少なくしても、安心安全の環境整備のために、できるだけ町財政に影響のない補助金、起債を利用して道路やあるいは農業基盤整備を着実に実行してきたことが、本町の現在の到達点ではないのかということを重ねて私は議員にご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 過疎債の支払いに使われるのは、一般財源ではないのですか。一般財源から入ってくるのではないのですか。過疎債が一般会計から入れないで他の財源から入るものだと、僕はそう認識していませんでした。そして、この後からの工事の4番目の追加工事の220万5,000円、これは10日間という内容で出ている。ところが5日間で終わっています。そして、全工事が11月5日で完了した。はっきりいいまして、そうすると工期がものすごく長いけれども終わった。そうしてやられた。僕はこれもう腹が立ってしょうがないから、毎日行きましたから、いつ舗装工事が始まるのか。11月5日にはもう終わって、作業員はもう誰もいません。ところが11月18日には、5センチ以上積雪がありました。そこに今度は10数人の方が、ガスバーナーを持って雪を溶かしながら、今度は舗装工事の用意をしていました。こんな馬鹿なことはないと思います。といいますのは、14万3,000円。昨年度12月工事は、4.6%の冬期間割増という説明があったような記憶をしているのですが、11月5日に終わったのなら工程管理をしっかりしていれば、11月7日か8日には、舗装工事も全部終わり、雪が降ったときに何らの工事はないはずで。それで去年の12月、私の先輩議員から12月の工事は、他市町村で問題があったのだけれども問題はないのか。12月の工事は大丈夫か。という質問がありました。その時にも、僕も12月には他町村の話だから、全ての工事をやり直したという1件の大きな事故が発生していますから、ですから冬期間に工事をやるということは、これは、非常に難しいし無理だというように感じています。11月5日に全工事が終わって、全工程に誰も居ない。バリケードといわれるものが置いてある。それが11月18日に5センチもの積雪があったときに、バーナーで炙って舗装工事をしている。この工程管理。これもやはり考えていただかないともう精度が悪い計画に精度の悪い工事がついて回るような気がします。そして、冬期間の割増11月1日からつける。14万3,000円といいますけども、14万3,000円を簡単に言われますけども、今本町においては、水道料金が払えないとか、いろいろな方が居るのです。そういう方のいろいろなことを考えた時に、冬期間割増の14万3,000円、これは大金です。はっきり申し上げます。どうして工程管理をしっかりしないのか。もう時間がありません。次の質問に入れなれないといけなないので、はっきり言いますが、この工程管理、計画、今後いろいろとあると言われていきますから、とにかくしっかり町長やっていただかなければいけないと思います。どうですかこれは。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これにつきましては、基準がありますので、今、建設課長から簡単に答えさせますけれども、いずれにしても、故意にあるいは我々が管理不行届きで工期を延ばしているわけではないということをご理解いただきたいのが1点です。

もう1点は、14万数千円が安いとは全然思いません。大変なお金です。しかし、それと水道料の値上げと引き合いにするということは、私は議員に改めてご理解を賜らな

ければならないというところで感じているところでございますので、基準については建設課長のほうから答弁させていただきます。

9番（川村 進君） 議長、建設課の基準は説明いりません。

議長（橋本憲治君） いいですか。はい。川村進君。

9番（川村 進君） とにかく、町長がどのような答弁をされても納得いきません。過疎債に入っていくお金も一般財源から入っていく。そして水道料金を上げる。手数料を上げる。お金が足りなくなった要因は、甘い公共事業だと僕は言っているのです。それで水道料金の値上げ。手数料の値上げ。償還にお金が入っていく。どんどん借金を払っても大きな借金をつくったら、公共事業が原因です。私はそう言っているのです。ですから今後きちんとした公共事業、きちんとした計画、きちんとした予定価格を出して、きちんとやってください。こう言っているのです。私の考えで水道料金の値上げが、そのけつ拭いではない。そういうものではないと逆に私は思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は町長として議員に反問権は、ございませんので、議員の質問に対して、反論することは許されておりませんから、この場では反論できませんけれども、しかし過疎債は今、過疎振興法が、まもなく平成22年で期限切れになります。新しい過疎新法を全国の地方自治体が国に一齐に要望している状況でございます。交付税が少なくなると補助金もなかなか一般財源の打ち出しはできないから、過疎振興法を継続をして、有利な起債を行って欲しいということは、全国の自治体の願いであります。それは何か。それは、過疎債で適用になりますと、その75%多くは90%等に達するものもあろうと思われる交付税で算入されるからであります。一般財源の持ち出しが極めて少ない。そのことは、実は安心安全の事業を我々は、着実に行っていけるのでございます。もしそれが過疎債にないとなれば、私たちの今の財源では、公共事業は極めて難しいということでございます。こここのところもご理解を賜りたい。

水道のことについては別の議論でありますので、ここでは答弁を控えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） どうどう巡りをして、同じことを繰り返しても仕方ありませんから、南13線交通安全施設整備。私は、これまた機会をかえて質問させていただきます。

次に、2つ目のふるさと銀河線跡地売買価格についてお尋ねします。

これは、売買予定の土地と価格については、多数の方々がこれは高い。そして今、高齢である。娘や息子が訓子府町に住まない。だからもう土地はいらない。そういうことで、これらのことから必要ないという方のほうが多いように見受けられます。町はどのように対応され、今後これをどのようにされるのかお伺いします。

2つ目、売買に関して跡地周辺の方とのトラブル発生はないのか。トラブル発生について町側はどのように対応されたのか。

3つ目、この跡地には企業側に売買予定している物件多々あると思います。これに対して価格その他については、関与するつもりは毛頭ありません。しかし、これは進捗状況とかそれらはどのようになっているのかお伺いします。この3点よろしく。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいまふるさと銀河線跡地の売買価格につきまして、3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「購入希望のない跡地が多いことへの対応」でございます。市街地区の鉄道跡地の処分につきましては、これまで地域ごとの説明会を行って、その後、処分価格を提示し購入の意向確認を行っているところでございます。その結果、町道相内線の東側の区域である東町、東幸町地域と道道北見白糠線の西側の区域である若富・若葉町地域につきましては、購入を希望される方が非常に少ないという状況になっております。中には、条件があれば購入したいという方もいらっしゃいますが、約半数の方が条件に関係なく購入しないという回答をいただいているところでございます。これまで、多くの隣接者の方から、価格面の再検討と砂利等の除去についての要望が出されておりましたので、価格につきましては、改めて財産審議会の意見をいただきながら検討してまいりますし、また、砂利につきましては、可能な限り除去を行った後、改めて購入意向を確認し、その上で購入希望のなかった土地を他の隣接者が購入できないかの調整を、今後行っていきたいと考えているところでございます。町としましては、売却することを基本に進めたいと考えておりますので、最終的には、地域の皆様のご意見を参考にしながら、全地一括売却を行うことも検討したいと考えているところでございます。

なお、訓子府駅構内の一部と日ノ出駅構内の土地につきましては、若干の調整は必要となっておりますが、ほぼ売却できる見通しとなっております。

次に、2点目で「売買に関して地域でのトラブルがないのか」というお尋ねでございます。先ほどお話ししたとおり購入を希望しない方が多かったため、隣接者への調整は一切行っておりませんので、現時点での売買に関するトラブルはございません。

次に、3点目の「企業への売買予定」についてであります。現在行っております作業は、鉄道跡地の隣接者に対する意向調査でありまして、隣接者には企業や団体もありますので、当然ながら売買に関する協議は行っております。しかしながら、その対象は社有地等の隣接部分に係る土地に限定したものでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） それでは、この予定価格。それらが高い安いは当然隣接するその周辺にお住まいの方がいろいろ決められるものですから、価格については、問題は今後調整されるということですから問題ありません。この価格と売買予定、売買に関して、これは契約があります。これ各個々に鉄道用地の賃貸契約がなされています。そしてその賃貸契約を結ばれている方から、この賃貸契約を結ばれている土地に植えてあった。または、個人の土地になっているけど側だったおかげで、立木がボンボン切られたというようなこれは噂でなく、僕は現地に入って行って調べてみましたけれども、この苦情があって、町に、その問い合わせをしたという話。そして、企画財政課長は「噂で話をしないで、きちんと」ということで、私昨日もお話を聞きましたけれども、噂を出して、そして問題にしたときに、役場は噂ではお話を聞けません。お話ししませんというけれども、噂の根源は、行政側が許可したということを出てきているから、町が責任を持って解決してもらわなければならないという事項を僕は聞きました。これ事実です。そして記念のものすごい思い出のある木が切られた。この中で1つだけ、ものすごいお話があります。農家を辞

められて、夫婦でいろいろ頑張り、働いて家建てて、そこに「すもも」の木を植えた。そしてある時、それがたわわに実って、一升枧というのに入れて10円で売って歩き、そして子どもたちを育てる時のいろいろな費用にしたという方。今は、そこを空け、もう家を壊し、更地にしています。ところが、木を植えてあったのは、私の友達に持って行って、「いいすももが成るから費用はかかるけど、俺の思い出の木だから持って行って植えて」と言われたやつが切られたみたいなのです。どこにあるか。これは、町がどのような対応をしたのか。そして、その周辺の方々がどうして、町から噂で言ってはいけないと言うけど、噂を出されたのは対応である。対応のまずさだということになるのか。これは、行政側が町長が安心と安全のまちをつくると言います。そして、あそこには車止めをつけて、車両侵入禁止にしているわけです。そこに大型のダンプが入っているいろいろな作業をするというのを許したのは行政側ではないのか。そして、このトラブルの発生について、行政側は知らないのかどうか。町長知りませんか。このことをどうですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、木の伐採の関係でお尋ねをいただきましたので、直接、企画財政課のほうで担当しているということで、私のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。借地に植えた木のことにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございますので、誰もが無断で切ることはできないというのは、おっしゃるとおりでございます。今までのまず経過を冒頭簡単に説明させていただきたいと思いますが、実は土地の処分にあたっての現地説明会を9月26日に行っております。その中で出席された多くの方から、あそこの線路用地に生えている木については、非常に邪魔になる。ぜひ町のほうで切ってほしいという依頼がございました。まず、それが1つでございます。そして最終的には「町のほうに持ち帰って、検討した上で対応します」というようなお答えをしたところなのですけれども、その後11月25日に、これの公の場での質疑になりますから、事実関係のみお答えさせていただきますけれども、11月25日に伐採を実施された方が役場の企画財政課のほうにいらっやいまして、「説明会の時に出たその雑木の話をご希望したのだけれども、できれば近所で協力して伐採処分をしたいのでよろしいか」というお話がございました。当然、私のほうでは、「費用的な部分でいえば、当然助かる話ですし、ただ実際には自然に生えた木もあれば、隣接の方が植えて、大事に管理している木もありますから、当然のことですけれども、隣接者の方の了解をいただいた上で進めてください」ということを条件にして、「よろしいです」というお話をさせていただいた経過がございます。

あと、その木のトラブルについて知っているのか、把握しているのかというお尋ねがございました。その後、町のほうに2件の通報が寄せられております。苦情とまではいかない内容だということで聞いています。1件の方は、「せっかく管理しているのが切られてしまったという部分では、非常に不満な部分はあるけれども、苦情ということではない」ということで、電話ではお話していたそうでございますけれども、ただいづれにしても2件のそうした通報が寄せられておりました。そうなりますと、これを許可したというか、木を切って皆さんでやるのですから、ぜひいいですよ。切ってくださいという、お話ししたときの約束が守られていなかった。履行されていなかったということでもありますので、これについては、非常に遺憾なことでございますし、すぐ本人のほうに電話を致しまして、関

係者の方にお詫びを兼ねてきちんと事情を説明してくださいというお話をさせていただいた。その際にその方からは「一応隣接される方々に謝罪にまわります」ということで回答をいただいているところでございます。その後の話、今回質疑に出ておりますので、まだそれでは、議員のお話によりますと一切そういったことがないということのようでございますので、改めてまた誠意ある対応をとっていただけるように、私のほうからもお話をさせていただければと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この立木、樹木の伐採については、これはその人が借りている土地に生えていても、その人の物であるから当然切ってはいけない。切った後処理も、そのまま現場に投げ捨てるようにしておいて、何軒かは、枝、小さな物、そういう物も点在している。それで途中で通報があったという日からは止められて、そして来年春に処理をするということです。そんな馬鹿な話がどこにある。やったらすぐ撤去させなければいけない。ましてや人の財産です。そんなものは、それをあんたと言ったら悪いけども、噂でものを言ってもらったら困ると言うから、ところが、現地で何人かが噂って言ったって、本人が来て言っていることは噂ではない。私に伝わるのは噂と言うけども、一括で売買されるなら一括で買って、私が賃貸契約をしたいというような趣旨だったというように言っているから、それこそ、噂になるから本来ここでは言ってはいけないことかもしれないけども、これらについて、あなた電話ではだめです。きちんと現地に行き、当人に町側の意向を伝え謝罪をして、その行為をやった本人も連れて行って、一緒に謝らないとだめです。それをやらないのならば、町長が言っている安心安全のまちをつくるというには反する。そして、昨日私はいつ言われたか記憶ない。町側は町民の心の支えになる。心の支えどころか逆ではないのか。不安を与え、不平不満、それを与え信頼できる町政というイメージを壊している。「大体あの車止めといわれる車両侵入禁止をあげて、大型が入るというそんなことが許されるのかどうか」と言っていました。私、行ったのですけれども、その工事が終わっていたから見れなかった。それで「歩いてごらん」と言われた。それで道路を歩いた。そしたら、輪形がついている。そして、その砂利を取ろうとするという、砂利のところ、盛り上がって、昔よく春うんでいる道路状態のところは2カ所くらいある。そんなことをやらせて、それで電話をかけてというのは、それはだめです。きちんと早急に個々にやれないのであれば全員に集まってもらって、そして町側は謝罪をして、そして、その方々がどのような意向をもっているかを聞いて、やはり、企画財政課長いいですか。町長は常に我々には、安心と安全のまちをつくると言って、町職員が何をやっているのだと言われぬ。役場は何をやっているのだと言われぬ行政をやると言っているのです。それを考えたときにこれはまずいと思う。僕は今日もう時間がないから通告はしていないけれど、僕は所管が違うから教育委員会とは、あんまり接触してないのだけれども、教育委員会で、3つ4つ素晴らしい僕は経験している。お話します。

議長（橋本憲治君） 通告書にないことは、質問しないでください。

9番（川村 進君） でも、これは、これに関連するのだから、職員の対応だからお話しします。教育委員会の給食センターの係員があるお店で会って、そこで物を買っていました。そしたら、「僕は必ず片方から買った片方、金額の大小はあっても、不公平なくやらせてもらっています」と言いました。そして、ここに居る社会教育課長に、僕は、和室、

僕らの囲碁の仲間が集まります。「畳はいろいろ聞いて、新しくさせてもらったけども、他の研修室のほうの和室は、業者にやらせてやりたいのです。だけれども今の町を考えたときに、とにかく敷物で、こういう敷物で畳を我慢してもらって、業者にやらしたいけど」と言って説明を受けました。これは非常に心温まるものがあります。本来の町職員の姿だと思っています。それで管理課長のところに行って、「中国の給食の問題色々あるけど、本町はどうなのだろう」と言ったら、「いやきちんと、とにかくその報道がされた時に、すぐに手を打って、安いもの安いものには向かっていってない。そしてきちんと検討させてもらっていますから安心してください」ときちんと言っています。そして、この社会教育課業務監は、私は65歳で温泉保養所が安くなるのだとパークゴルフ場もゲートボール場も65歳以上のものは、安くしてと言う人がいるのだけれどもどうだろう。

議長（橋本憲治君） 川村議員、ふるさと銀河線の言っていることと、どこがつながるのか。ちょっと。

9番（川村 進君） もう時間がないのでやめます。とにかく、教育委員会はきちんとやっています。はっきり言って。それで最後のあれです。4番目の企業がどうのというのは、農協がどのように対応したかということです。それで、私、農協の支所長とお会いするチャンスが何度もあるものでお聞きしたら、「とにかく価格、価格だ。価格の調整。それがあれば、話のにれる可能性は、まだ残るけども」というお話です。この価格は他におられる日出地区、それからいろいろ穂波もありますから、価格の調整は難しいのかもしれない。しかし、価格の調整さえうまくしていければ、買うことも可能だと言っています。そして、私は大前提に言わなければならないのは、町が土地を持っていて、宝の持ち腐れになってもらっては困るということなのです。これ銀河線跡地、それから今度は、母子センターの解体の後にも土地がついていますから、当然、町有の土地が出ます。これはもう価格。訓子府町が自立をしていくと言うけど、価格については、相当考えなければ、もう買ってくれる人が本町においてははいないような気がします。この価格について、検討されて、町長とにかく宝の持ち腐れにならない、そういう行政をやっていただきたいのですが、これはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間がありませんので、私のほうから答えさせていただきます。銀河線の用地、跡地の価格につきましては、基本としては、土地鑑定士の評価をベースにしながら、すなわちそれは公に、1つは客観的な価格を基準額にしてございます。これをどの部分だけ、全部一律同じかどうかということはまた別ですから、それぞれの条件によって異なっていく。それから財産審査委員会のほうから、ご助言をいただいている考え方の中に、北海道ちほう高原鉄道株式会社から、購入した用地代よりも下がるということは基本的を避けるべきだ。買った価格よりも下がって町民に売るということは可能な限り避けるべきだというご意見をいただいているところでございます。それにいろいろな土地。AからDにわたる4ランクの区分をつけながら、それぞれのところに話し合いをして、そして、妥当な数字といいましょうか。妥当な金額をつくっていきたい。作っていつているというか、我々が気が付かないところもたくさんございましたので、その部分でいいますといろいろ今も話し合いが続いているということでございます。

2点目の農協の関係でございます。これも、農協だから安くとか企業だから高くとか

というだけでは、客観的にどうなのかという問題がありますけども、私たちが提案したのは、一定の条件の中の金額で、農協のほうに話をさせていただきました。回答としては、「農協としては、購入することはできない」という回答をいただいております。その理由は、安ければ買えるというよりは、現在のきたみらい農協の考え方としては、不要な財産を購入する、必要のないものを購入するということは、監査委員からも、農協の経済団体としても指摘をされることなので、それは避けなければならないというのが公の考え方でございます。しかし、これにつきましても、改めてまた個別の農協や会社等、法人等との方針との話し合いもこれからまた進めてまいりますので、地域の方全体にご理解をいただけるように一層の努力をしてみまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） わかりました。もう時間があと1分を指していますから、もう終わりますけれども、とにかく今後も強くは言っていきますから、町長に言っておきます。終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午後1時から再開しますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

議案第58号、議案第60号

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたしたいと思っております。

これより提案理由の説明が終わっております、一括議題の議案第58号、議案第60号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第58号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは質問させていただきます。

議案書の4ページになりますけれども、13款ですか、国庫支出金。いわゆる緊急総合対策補助金の関係をちょっとお尋ねしたいのですけれども、今年度いわゆる第一次補正のような形で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金というのが出て、これに基づいて支出のほうでも措置されておりますけれども、1つ聞きたいのは、確か説明の中にもあって、僕が聞き逃しているのかもしれませんが、本町における限度額をまず1つお聞きし、再度確認という意味でお聞きしたい。これは、いろいろ調べてみますと大体1団体当たり市町村によっては500万円から3,000万円の限度額でもって交付されるという仕組みになっていますので、本町が確かこれが限度額としての数字だったと思うのですけれど

も、1つこれをお聞きしたいということと合わせて、この緊急総合対策が来年度に向けてどのようになっていくのか。この見通しについても、このようないわゆる交付金が来年度以降もあるのかどうか。ぜひお聞きしたいということがまず1点です。中身的には、結構使いやすいというか。使い勝手もいいような交付金になっているようなので、ぜひそこら辺の活用も含めて、もし続くのであれば検討されてもいいのかなとの思いで、質問するところですよ。

それからもう1点ですけども、2回しかできないのでまとめてさせていただきます。7ページに係わる地方債の調書の関係なのでですけども、こういうようにして見ますと、確かに今の大変な状況の中で、一般質問の中でも町長がいろいろとお答えされていますように、こういう厳しい状況の中で戦略プランをやりながら、そしてある一方、やはりまちづくりを目指すそういう取り組みに進むという中であって、今まで表には基金の残がメインで出ています。いわゆる貯金が目減りしていく。そのような形のお知らせが町民にどんどん来ているのですけれども、一方でいろんな大変な思いもしながら負担しながらも、でも一方で借金がこのように減らしてきているのだ。やはりこれはなかなか大変。いやこれは、自分の経営のことを言ってもそうなのでですけども、借金も減らしながらやっていくということは、いかにやはり大変かということを含めてみたときに、1つ質問なのでですけども、このように今回20年度末現在見込額が出ていますけれども、今後のいわゆる見通しといいますか地方債残高の減りが財政推計にも出ていますからいいのですけれども、もう一度予定どおり残高は、少なくなっていくような予定になっているのかどうか。これをお聞きしたいというようなところですよ。

まず始めにその2つお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず4ページの地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の限度額の関係でございます。これにつきましては、限度額一杯予算に計上させていただいたということでありまして、本町につきましては、1,566万3,000円ということでございます。

それと2点目で、来年度以降の見通しについてでございますけれども、現時点で来年度以降また継続するとかそのような情報は一切ありませんので、正直申し上げまして分からないということで、ご理解をいただきたいと思っております。それと地方債の7ページ、地方債の調書に関連しまして、これからの地方債の残高の見込みはどうなのかというお尋ねでございました。基本的には、財政推計のところでお示した残高というのが基本的にはそのようなことでありますけれども、これから起債の大きな事業が出てくるとその部分は当然膨らんでくる。ただ現状で推移していきますと、間違いなくこれから減少していくということは確実に言えるかと思っております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） もう1点。もう1回できますので、今、地方債残高の関係でいきますと先ほどもちょっとふれたのですけれども、やはり先ほど言いましたけれども、いろいろ大変だけれども借金もこれだけ減っているというのも、やはりきちんと町民の中に知っていただく。これはやはり非常に今後のまちづくり、財政戦略プランをどのように実行

していくという中においても、やはり貯金の目減りだけではなくて、皆さん方が大変な負担もいただきながらやってきて、借金もこれだけ返していますよというものがあって、意外とこう元気になれるというか、やはり頑張ってきている甲斐があるのだなという思いにもやはりなるのかなというように思いますので、そういう点で、ぜひこちら辺の町民に対する説明というものが何か必要かと思っておりますので、そこら辺はいかがかということでご質問いたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま地方債の確実に減少している状況を町民にもっと説明すべきだということでご助言いただきました。おっしゃるとおりでございますので、これから配慮してまいりたいと思います。あと合わせまして、年2回町の財政状況についての折り込みを広報誌等でしてございますけれども、そうした中でも、この金額全てが借金ではありません。実際には交付税措置されて45%ぐらいのものが実質的な借金ですというような説明もさせていただいておりますけれども、なお一層分かりやすいように広報等でこれから進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。2点ほどお伺いをしたい。まず第1点目なのですが、5ページの6款、1項、農業振興事業の関係ですが、説明の中で概略は分かるのですが、もっと具体的に、これはどのようなものでどのように使ってどのような効果が出るのか。もっと具体的にまず説明をいただきたい。

2点目は6ページですけれども、前段町長のほうから小学校の耐震ぜひやりたいという話がありました。これは耐震診断業務の話をしていたかと思うのですが、冬休みの間にやろうとしているのか。それはその後なのかということが第1点と、もしこれを耐震の強度というのですか。震度6とかありますけれども、それに満たない場合、その補強する場合、どのくらいの予定をしているのか含めて、説明をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず土壌診断機材の関係なのですが、土壌診断の機材につきましては、JAきたみらいと旧1市4町で共同致しまして、北糖の手前にあります技専といわれるところに、今はきたみらいで管理しているのですが、そこに一式しておいて、きたみらい地区の全土壌分析を実施しております。これにつきましては、能力として週に60から80サンプルと限られた点数ということで、特に、11月から1月までの期間は、かなり1ヵ月以上待たされるというような状況が生まれているという点があります。今回、新たにもう一式については、今のところ端野支所に置く予定になっております。端野支所に置くことによって北見市以降、端野側は端野支所でやる。あとこちら側については、置戸を含めて今の技専でやるという形で能力を2倍にするとそういう狙いがあります。どのような効果があるのかということなのですが、これはもちろん土壌診断による土作りということもありますし、農水省に言われていますのは、適正施肥によって、1割程度の製品のコストの削減になる。もちろん最初からそのようにきちんとやっている方には、そういうことには繋がらないですけれども、一般的には1割程度コストの削減につながりますという言われ方がされているというところでございます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま6ページの学校給食センター耐震診断業務の関係でご質問がありました。これにつきましては、学校の給食センターの耐震診断業務でございます。来年度予定していたものを早めて、今年度補正でやろうとするものでございます。時期等については、今回議決をいただきますと冬中に発注する予定でございます。工期については、6ヵ月程度かかると思いますので繰り越しになると思います。

それと補強の関係でございますけれども、この診断結果によりまして、補強が必要になるか、または補強しなくてもよいかというような結果が出ますので、この診断によって、もし震度6強以上の地震に耐えられないということになると、補強ということになると思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 最初に土壌診断の関係なのですが、これを入れることによって1割程度のコストを低減できる。これは、国の肥料高騰等の補う部分の見返りみたいな部分もあるかと思っておりますけれども、それはわかりますけれども、我々同じ農業を営んでいた者にいたしますと、今、皆さんご存知のように、土壌中にリン酸とカリが莫大にといいますか多量に蓄積されている。作物が吸えない状態であるということは、事実なのです。リン酸とカリが異常に高い。ところが診断をして、例えば肥料の中であまり大きくリン酸とカリを減肥しますと、今度は作物の減収につながっていくという部分もあるのです。作物が吸えない状態で土壌に残っているというのが今の現状ですから、訓子府の道立試験場の所長にも聞いたことがあるのですが、この過剰に土壌に残っている吸えない状態で残っているリン酸とカリを何とか作物が吸えるような方法ないのですかということをお話したことあるのですが、そのことを苦肉の策として、どういうことをするとリン酸やカリが作物に吸われない状態であるものを作物が吸えるようにする。その研究を進めるように何か言っているそうですけれども、ただ単純に土壌分析だけで何か我々1割のコストが下がる。それをやらないと補填分もあります。恨みもありますから、やむを得ないと思うのだけれども、もっと有効に農業を営む人たちのさらなる有効になるような、従来、これも何年も何十年もやっているわけですから、ぜひ努力してもらうように、ぜひJAといたしますか、関係機関の方にそういう要請も合わせて何かあると思いますので、そういうことも含めて一つ考えてもらいたい。もらえればいいなということをご念頭に置いていただきたいと思います。

それから2つ目の給食センターの関係なのですが、これはあの給食センターの屋根か何か補修はしたのだったかと思うのですが、こっちのほうをもしやるとなれば一緒にやるのか。そのあたりもちょっとお聞きしたいと思っています。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（平塚晴康君） 給食センターの屋根の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年度の予算の中で既に終了してございますので、耐震とは直接関係ない形になるのかと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） かなり専門的なお話をされていたので、こころ辺につい

ではJAも含めまして相談と要請したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。3ページの債務負担行為補正について伺いたいと思います。20年度の降電被害^{こうひょう}の関係の利子補給でありますけれども、この対象件数と災害対策資金の総額が分かれば、お示しをいただきたいと思います。

また今回も昨年同様、福祉灯油関係の補正予算が盛り込まれておりますけれども、この申請拡大の対策をどのように考えておられるのか、その辺について何かあればお示しをいただきたいと思います。

以上の2点です。

議長（橋本憲治君） それは支出のほうで聞くのですか。福祉灯油の関係は。

3番（上原豊茂君） すいません。5ページの支出のところをお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 災害資金の関係なのですが、これにつきましては現在のところ件数としては、20戸、総額としては、1億1,887万円の予定というように聞いております。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 福祉灯油の申請拡大の対策ということでございますけれども、数字で申しましても、なかなか有効な部分のものが無いということもございまして、昨年に準じた形で民生委員さんですとか町内会長さん、実践会長さん、そのような方々のご協力もいただきながら、十分な周知ができるような対応を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。5ページをお願いいたします。1番上の総務費の中の牧場関係のサイロの処理についてでありますけれども、今回、275万円というサイロの処分料金が入りまして、説明では社会資本整備の中の牧場分に充てる。このような説明であったと思います。そこで少しその2年目になるのですか。牧場が一般会計になってからもう少し経っているか。それぐらいで、確か酪農業は非常に大事な事業ですし今回いろいろと事情があって一般会計になる。基金も約2,000万円相当、現時点で2,100万円相当の基金を積んで、一般会計に何とか運営を頼む。こういう内容な訳です。それでこのサイロというのは、これはかなり40年近く経っていると思っておりますけれども、当初は、今でもそうだと思いますけれども、町の財産として、牧場に建てたというように思っております。それで牧場の運営については、約60戸の酪農家、専業は約30戸ですが、その中で放牧を中心として、利用し土地を貸し牧草の入金や何かで、何とか収入をまかなっているという収支であると思っております。全体としても、職員のあるいは臨職の配置の面などでいろいろと町の助成もしているわけです。そこで基金の内容ですけれども、私はこの種のものは、今回の一般質問でも盛んに言われております。町の基本的な財産が非常に厳しい。その中で私はこの社会資本の中の牧場の部分に限ってしまいますと、なかなかやはり変更は難しいと思うのです。今の財政の状況を考えますと、もっとフリーといいたいですか、自由に使えるような基金に私は積むべきだ。牧場も含めて緊急を要する。今、例えば国保

とか水道とかそのようなものが非常に財源不足で、しかもそれは避けられない事業の中で、当面は牧場については2年ぐらいの収支を見ますと200万円ぐらいの赤字ですから、大体10年ぐらいの見通しは立っている。かたや町の基本的な財政にはもう頑張って5年が見通せるところで、その先のためにも、今そちらの議員から質問がありましたけれども、借金が減っていくから、25年度以降は比較的楽な運営になるという見通しは、今、緊急戦略の期間の中で、私は、この財源は一般財源に向けたほうが、使い道の用途が有効ではないのか。繰り返しますけれども、牧場も含めた全般の利用料金に使うほうが、極めて有効に使えるのではないかなというように思いますが、この辺の牧場の資金に入れることは、いろいろ協議されたと思うのですが、この経緯と今私が言いました。その考え方については、どのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

それから5ページでありますけれども、児童福祉の中の医療助成が82万2,000円ほど追加になっております。高額医療ですか。この内容について、もう少しお話しいただきたいと思います。

それからその下の農業振興資金。今、先の議員から質問がありましたけれども、この201万7,000円の負担額の検査。いわゆる分析検査の件数です。これは当初、非常に重要な制度上、これをしないと受けられない資金も何かあるようにすこし文書で見たような気がしますけれども、予定の件数に対して何パーセントで、今、実際訓子府でどれくらい出ているのかちょっと教えてください。

それから一番下の消防施設の整備費でありますけれども、これについては、1年間前倒しということで、いろいろ補助金の関係があってそうしたのかと思いますけれども、もしこれが耐震調査、実際の事業費は推計に出ておりますけれども、大体860万円ぐらいの経費に対して、一般質問にいろいろ出ましたけれども、設計費が冬といいながら補助といいながら250万円もかかる。これはまあいいのですけれども、その22年度と23年度に耐震工事をやる場合の財源。どこから入ってどれだけの補助があってどのような形になるのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

それと6ページの同じ耐震の関係で給食センターのことなのですが、この種の教育関係事業のもし耐震にひっかけてやるとした場合、これは、同じ率の補助率になるのか。この予算は未定になっておりますけれども、工事費も未定になっておりますけれども、この辺の国の補助、財源の見通しについて伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目にお尋ねがありました。5ページの2款、総務費にございます。社会資本整備基金の積立に関連しまして、今回は牧場の気密サイロの売却収入を積み立てるものであるということで、一般財源に該当する財政調整基金のほうに積み立てるべきではないかというお尋ねだということで理解させていただいて、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおりこの気密サイロにつきましては、当時、町の一般財源を充当して整備した経過がありますので、そうした意味では議員がおっしゃるとおりその売却収入につきましては、一般財源に戻すという考え方もあろうかと思っておりますけれども、牧場事業につきましては、収支不足分をこの社会資本整備基金の牧場分から穴埋めしているという経過が

ございます。一般会計に牧場そのものを組み込んだわけですが、最終的には事業不足分を基金で穴埋めするというルールになっていますから、そうした意味では、昨今の肥料の高騰などによりまして、これから収支不足分がどんどん拡大していくという可能性もございます。そうしたことが非常に懸念されておりますので、このままでは近い将来牧場使用料についても値上げをしなければならないというような検討の時期が来るのではないかとこの可能性もございまして、現下の厳しい酪農行政考えますとなかなか簡単に値上げするわけにはいかないということがございますので、少しでもその財源を確保して、今後の将来にわたる畜産振興につなげたいということ。あと元々は牧場会計で運営をしておりましたので、そういったことも考慮しまして、この社会資本整備基金の積立金の財源に気密サイロの売上収入を充てたということでございますので、特段のご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 乳幼児医療費助成事業の追加部分の内容についてのお尋ねでございます。

現在、計上しております予算額につきましては、前年度の実績等を勘案いたしまして、月平均大体60万円台ぐらいで推移しておりますので、計上させていただいていたところでございますけれども、今年度に入りまして、5月診療分、6月診療分、9月診療分、この3ヶ月におきまして高額な医療費が発生いたしました。対象になっている方は、5月、6月は同じ子どもさんですし、9月につきましてはお2人の子どもさんですけれども、高額な医療費が発生いたしまして、4月から10月までの実績で560万を超えるような医療費がもう既に支出をされているという状況でございますので、これらを勘案いたしまして、82万2,000円の追加を計上させていただいたということでございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 土壌分析の点数とあと予定の関係なのですけれども、これにつきましては、平成19年度の実績で申し上げますと全体で。全体というのは、きたみらい全体なのですけれども1,768点。戸数にいたしまして424戸の方が分析をしている。これを訓子府町だけに限りますとその内、点数でいくと27%の481点。戸数も27%の114戸で実施しているというような形でございます。適正的に予定として、何検体実施すればいいのかというのは、なかなかちょっと難しい問題だとは思いますが、大体全戸300戸で、うちでいいますと330戸の全戸が分析できるような状況になればいいというように考えますと大体その4倍かと考えます。そして今回整備することによりまして、年間ですらしていきますと7,200件ほどが理論的にはできるということになりますので、能力的には十分なのかなというように認識しております。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 補正予算書の5ページ目の一番下の段でございますけれども、消防庁舎の補強実施設計の関係で、今後、その耐震の工事の部分はどのような財源があるかという部分ですけれども、今のところ22年に予定しておりますけれども、起債のみで、防災施設整備事業債という起債がございます。それが90%充当の50%返しと、後債が50%返しという部分だけしか、今のところは分かっていない状況です。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長(平塚晴康君) 6ページの給食センターの耐震の関係でございますけれども、補助率、それから財源の見通しということのお尋ねでございましたけれども、この給食センターにつきましては、安心安全な学校づくり交付金の対象外ということになってございまして、補助金の交付はないということでございます。また、起債についても、これはアスベストの時の処理もそうですけれども、一般財源でまかなっておりますけれども、それと同様に今のところ起債がないという状況でございます。今後、国、道にも要望していきたいというように考えてございますけれども、現状ではこのようなことでございます。

以上です。

議長(橋本憲治君) 佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。考え方は、牧場の関係でよく分かりました。訓子府は農業の町ですから、該当する方もこの席におりますので、なかなか言いづらいのですが、私は先ほどの一般質問の中で、福祉を重点に福祉予算は減らせない。当面はやはりそれが基本だという中で、私は、牧場のこのお金を牧場を除いてという意味ではないと理解されていると思いますけれども、総合的な使い方の中で枠を広げてほしいという意味で言ったのです。

それと、これは非常に言いにくいのですが、15日の新聞に掲載されていたのですが、これは市場のことですから、酪農家の餌の話です。シカゴ商品取引所の6月27日現在754。これは外国のことですから、754と頭に置いて欲しいのですが、それが12月に入って急落しまして61%急落した。そのことによってもそうですし、ガソリンが高いから買い控えるから実際はかなりダブついて、いわゆる海上輸送費が、高いときから見ると5分の1に下がった。新聞の見出しとしては、年明けの配合飼料は大幅な値下げというように非常にこれは朗報だと思うのですが、このことで予算をどうするとかはいいませんが、できるだけこのような状況を考えますと、財源というのはある程度やはり自由に使えるものに蓄えるべきではないのか、整えておくべきでないのか。これからもこのような、前に小林議員の質問の中に遊休財産の活用ということで、できればこういうときには、できるだけ不要なものを処分したいという町長の考えもあるようですし、かたや母子センターのように、先がどうなるか分かりませんが、400何万円もかけて解体しなければならない。それは裏を返せば、400何万円で売れたら福祉の予算にするかと言ったら、そういうことになります。課ごとに検討していく。できればこういう特定財源というのは、あまりこれにウェイトを置くというのは、緊急を要する場合なら別ですけども、先ほど言いましたようにいろいろ値上げをせざるを得ない中で、かたや収入の財源の確保ということも、非常に大事な要素だと思いますので、担当課が変える考えがないというから、それでいいのかわかりませんが、私はこの財源は財政調整基金に充てて、幅広く当面は使う。準備しておく。こうすべきだと思いますが、いかがですか。

議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

農林商工課長(山内啓伸君) 牧場の関係なのでございますけれども、まず牧場経営という面で見ますと、かなり厳しい状況が実は続いているのです。と言うのは、ついこの間まで「絞るな」と搾乳制限されていたのです。その時期に牛の数というのがもうかなり減りまして、今年についても、いわゆる一般的な牛でいくと540頭なのです。19年でいくと660頭。そして今年については、実は町外からの黒毛を148頭導入しているのです。これは

経営のためです。経営のために148頭を導入して、それでそこからきた収益というのは460万程度ある。ですからこれがもしなかったらもう460万円はすっぱり抜けているというような状況になっています。これについては、来年度以降も調整的に入れていただくような方向で、今話をしていますけれども、いかんせん相手のある話ですから、この辺がどうなるかによって400万円、500万円の歳入欠陥も出てきてしまうということで、非常に経営としては、来年もちょっと牛の数が少ないものですから、来年までは厳しい。再来年からはどうか今訓子府では、きたみらいが確か対前年比103%で絞られる。今きたみらいの実績で101.5位なのですけれども、それはうちの町でいくと107%ぐらい絞っているのです。7%去年より多く絞っているということでかなり意欲的にやっていますので、来年、再来年ぐらいになると、大分回復してくると思っはいますけれども、これからも草地更新で代替ボックスとか、そのような形で預託する頭数も若干抑えなければならぬ部分もありますので、できればこれを財源として、この牧場の中に積み立てさせていたきたいというように思っています。

それと酪農の情勢につきましては、確かに今はその海上運賃ですとか、配合飼料などの値が下がっているというか戻っているということです。戻っているのですけれども、これについては、実は、酪農家が畑作農業より1年早く始まっているのです。18年から19年にかけての飼料高騰が、例のあの燃料の関係、バイオの燃料の関係です。あの関係もあってものすごく上がった。答弁でも申し上げましたけれども、1戸当たり200万円の飼料代だけが上がっている。でもその辺のこの乳価自体も今年の4月からようやく上がったのです。それまでのマイナスの部分というのは、まだ背負い続けている。ようやく乳価格がどうか2年で11円程度上がり、どうか回復しつつある。そのような体力状況ということで、相当やはり厳しい。そして、よく去年本町の酪農家がいかなかったといたらおかしな表現になりますけれども、「本当によく耐えた」というように思っています。これからはちょっと体力的に温存する時期で、まだまだ楽になるような状態ではないということをご理解をいたきたいというように思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 質問が2回と制限されておりますから、私のほうで総括的なお話をさせてもらいますけれども、今、山内課長が説明したとおりの事情を私どもは十分財政も含めて検討し、そして一般的にというよりは今の総枠で私どもの町の状況でいいますと佐藤議員おっしゃるとおり財調に、より幅を持たせるというか柔軟なものに使えるようにすべきではないのかというのは、本当に正しい考え方だというように私自身も思っています。しかし、今、牧場という特殊な6本のサイロを200数十万円で売却できたということで少なくとも現段階ではそういう情勢も加味して、今回についてはこのまま特別特定基金のほうに入れさせていただいた。そのような提案をさせていただいたということですので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 5ページ、3款、民生費、7目、社会福祉一般経費の20節扶助費について伺います。

先日、灯油価格が下がってきているが福祉灯油制度をするということでご説明がありま

した。今回は406世帯で、一世帯当たり5,000円ということで、203万円予算計上になっておりますが、昨年は対象戸数が450件ほどあったと思いますが、昨年と同様の対象者を考えているが件数が減ったということです。それと関連しまして、4ページの14款、道支出金の民生費道補助金の1節の地域政策総合補助金。これが福祉灯油に係わる道の補助金ということですが、これの算定は377世帯ということで、1戸当たり5,000円の188万5,000円の2分の1が道補助ということで算定されていると思うのです。やはり対象者の9割ほどの申請があるという見込みでこういう数字が出てきていると思います。道はいろいろ情勢が変わっていますが、100万円を限度に2分の1を助成するという町の方針はそのまま変わっていないのか。

もう1点、6ページ、10款、教育費の小学校管理費、18節、備品購入費として視聴覚設備機材等で770万円。これは国の地域活性化緊急安全実現総合対策交付金の中で行われるということです。これは地デジにも対応するというので、2011年の地デジに対応することとしまして、小、中学校のテレビの更新などもこれから考えられると思うのですが、この見通しの中では、来年度312万円のテレビの更新をするとありましたが、それからすると770万円という額はかなり高額だと思うのです。それで今回770万円かかる内容と来年度以降、中学校または役場庁舎内のテレビも地上デジタル化に向けて更新するかチューナーを投入するなどの、そういう経費もかかるとは思います。それをどのようにするのか。この770万円がどのような内容なのか。もう一度お聞かせください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君）ただいま福祉灯油に関してお尋ねございましたけれども、昨年度と対象戸数が大幅に減っているとのことでございますけれども、実は、昨年度実施したときに、対象世帯を拾い出す際に、障がい世帯と障がいのある方の世帯と高齢者の世帯が重複していた分が約40件ほどございまして、その部分で昨年度は、少し予算が膨らみすぎたというようなことがございます。ということで対象になる世帯の考え方というのは昨年度と全く変わってございません。それから地域政策補助金でございますけれども、歳出では406件分計上してございまして、補助金の分が377件分計上してございますけれども、この差の29件につきましては、生活保護世帯ということで、生活保護世帯は、道の地域政策補助金の対象外ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから道の補助金の関係につきましては、今年度の場合、この算定を道が決めた段階では、まだ灯油の高騰が続いている時期でございましたけれども、一応今年度の基準といたしましては、上限を1世帯当たり9,500円といたしまして、その2分の1を基準とするというような道の基準になってございます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君）6ページの小学校費の備品の関係でございますけれども、今回予算計上しております770万円の関係でございますけれども、これにつきましては、訓子府小学校の校内放送設備でございますけれども、これが建設から既に35年を経過し、老朽化しているということで、この補助金を活用して更新をするということでございます。その放送設備につきましては、667万円でございます。そのほかに体育館の舞台照明がございまして、これも建設当時に導入したものであるということでございまして、これも

老朽化しているということで、これも更新ということで33万円を見てございます。それから視聴覚機材ということでございまして、これは先ほどの放送設備もデジタル化対応の液晶テレビも含めて入ってございますし、この視聴覚機材ということで総合学習などに使うデジタルカメラも含めて入っておりますけれども、それから液晶プロジェクターということで、ここで70万円ということで、合わせて770万円の計上でございます。もう一つの地デジの対応でございますけれども、これはまだ最終的な情報が流れてきておりませんけれども、学校におけるテレビの地デジの対応については、これは本体のテレビ、それからチューナーを設置する場合ということで、国の補助が2分の1というような予定で聞いておりますけれども、これがまだはっきりしていないという段階でございますので、現在この予算の中では入ってございません。これはまた、先ほど河端議員さんが言われました戦略プランの中では、それぞれ金額300万円程度入っておりますけれども、それは2分の1を見込んだということで、計上というか記載をしている部分ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 中学校以降は、これから国の対応を含めてということですが、ちょっと学校からまた外れるのですが、地デジの分野でいきますと、幼稚園、保育園もテレビ対応いろいろあると思っておりますので、やはり更新、新しく購入するか、それともチューナー対応をするか。そういうことの整備も進めていかなければいけないと思っております。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 地デジの関係でございますけれども、幼稚園それから公民館のテレビの更新、それからチューナー取り付けについては、これは、今のところ先ほど言いました2分の1の補助の対象になる。これがどこまでがなるか。例えば校長室、それから職員室の部分までなるかどうかという詳細についてはまだきておりませんけれども、ある程度対象になるというような情報も入ってございます。それと、今、各学校におきましては、テレビも相当古いということでございます。中学校では建設当時のテレビがずっとそのままきております。そういったことで、そのテレビの台数も含めて今後検討しながら対応していくということでございます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） テレビの地デジの関係でございますけれども、教育委員会の分野は今、管理課長が言った分でございますけれども、庁舎の管轄という部分は、総務課の管轄になると思っておりますけれども、その中には公民館の部分なども入ってくると思っております。あと消防の部分です。そして役場の場合は、例えば、消防の場合が特に分かりやすいのですけれども、単なる地デジという部分だけでなく、モニターという部分の関係もでございます。例えば議場でやっていることを食堂で見れる。他のところで見れるという部分がございますので、これ自体が地デジ化なのかということもありますし、そのようなことも勘案して、また、全てのテレビにおいては、10台以上役場にあると思うのですけれども、消防は除いた台数です。それを全て地デジに対応することも必要か検討もしなければならない。少し間引きすることの検討をしてございますけれども、今のところどの部分をどうするかまでは進んでいませんけれども、いずれにしても、地デジ対応という部分は、必ず

どこかで少なからず出てくるということは、今考えていますけれども、今のところどれを間引きし、どれを地デジ対応にするかということまでは、まだ確定はしていないという状況でご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。ここで、午後2時5分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、議案第60号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。13ページでございます。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。ちょっと忘れて12ページのところを聞いていいでしょうか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 60号。12ページは、まだこれからです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第60号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第58号、議案第60号の採決をいたします。

議案第58号、議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第76号、議案第77号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第76号、議案第77号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第59号の質疑を行います。9ページでございます。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 12ページ、2款、1項、2の退職被保険者等医療給付費の退職被保険者というのは誰のことですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 退職者被保険者のお尋ねでございますけれども、退職者被保険者につきましては、会社などを退職いたしまして年金を受けられ、昨年度までは75歳未満の方でございましたけれども、制度が変わりまして、本年度からは65歳未満の方が被保険者として、一般の国保に加入されている方ということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

川村進君。

9番（川村 進君） 一般の健康保険から国保に入った人に対してということですか。これはどういう意味ですか。退職被保険者とは。一般の健康保険に入っていた人が定年退職して、その後に、医療を受けるために国民健康保険に入るのではないのか。そうではないのか。その人がまた別枠で加入することがある訳ですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 先ほどご説明申し上げたように、元々会社などに勤めていた方が社会保険などに入っていて退職をしてその社会保険から抜けて一般の国保に65未満の方が入る医療制度が退職者医療制度となつてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

9番（川村 進君） よく分からない。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 退職者医療制度につきましては、今、業務監がご説明したとおりでございますけれども、これは、一般被保険者と退職者、同じ国保の中に一般と退職で区分されているのは、被用者保険を退職して国保に入ってくる訳ですから、掛かる医療費の一部をその被用者保険が負担をするということで、負担区分が違うということがありまして、一般の元々商売をされている方、自営の方、農業をされている方、そのような人たちと費用区分が違うという意味で、退職というように別枠にしているということで、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。ページ数17ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この議案の関係で、借換債の関係でございますけれども、この借換債の利率と返済にあたっての期間といたしますか。それらについて、お示しをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 今、借換債の利率と返済の期間についてご質問がございました。6%台3本の借り換えを予定しております。借り換えについては、現在のところ備荒資金の借り換えで、利率については変動していますので、現時点では1.6%ということとで予定しているところでございます。期間の年数でございますけれども、7年と11年が現在残っている起債の残年数で、今のところは同じ年数を考えているところでございます。以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。18ページの一番上段の施設の中で、開盛地区井戸余剰取水量調査の件でありますけれども、水道事業というのは水質の件でかなり下掘る割には金が高い。使用期間も非常に長い。けれども、水の必要性はこれは申すまでもなく非常に大事な事業でありますから、説明では、開盛井戸分を清住地区に使えるか。清住地区の水が悪いので、何年か前に、かなりお金をかけたけど結局駄目だった。そういう経過がありますけれども、清住地区に引っ張れないかという内容であると理解しております。そこで、現在この清住地区でこれを利用している戸数はどれくらいあるのか。それとこの清住地区の必要とする水量。これはどれくらいなるのか。それと調査をするにあたって、おそらくやってみなければ分からないというのではなく、ある程度可能性というものは、私は考えてやっていると思うのです。これらの可能性については、どれくらいを考えておられるのか。それともし願っていることですが開盛の水が清住地区にも使えるとした場合、事業費は少し先のことになると思うのですが、かなりの事業費になると思うのです。この辺がもし今、大体これくらいの予想があれば聞かせていただきたい。それから去年でしたか使わなくなった緑丘地区の処理をしました。300何万円か200何万円は忘れたけどかけてその水源のあれ処理しましたよね。この清住地区においても水質が悪いということですから、開盛地区が間に合えばその後の使用。例えば、これをどうするのか分かりませんが、産業的な使い方が可能なのか。それとも、もし使うとなった場合、経費もかかりますから壊してしまうのか。この辺について、今の時点でいいですから考え方を聞かせてください。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま清住地区の関係で何点かのご質問がございました。

まず戸数でございますけれども、清住地区につきましては66戸262人の方が利用してございます。それと水量でございますけれども、これについては清住と豊坂の方が使用

してございますが、1日182トンです。

7番（佐藤静基君） 日量ですか。

水道課長（竹村治実君） はい。日量。1日182トンを使用してございます。

それとこれの可能性でございますけれども、もし今回、開盛から引くことも検討して、調査を行う訳でございますが、開盛につきましては、少しその時期によって少し変動がございます。水量の変動がございますので、少し不安材料もあるのでございますけれども、現在のところは可能性的には高いというように考えております。ここからもっていく調査の結果にもよりますけれども、そのための調査ですから、それにしても可能性的には、ここからもっていくことが可能性は高いというように考えています。

それと次に事業費、予算の関係でございますけれども、今試算しているのは、例えば開盛の浄水場から清住の浄水場まで引っ張ると、1億2,000万円程度になります。これは概算でございますけど、その程度かかるのではないかなというように考えているところです。それともしこれから引っ張ると、元の清住浄水場の使用関係でございますけれども、これについては直接開盛の浄水場から配水地のほうに上げるようなことになると思いますので、そうすると、今の現在の清住の浄水場については使用しなくなるというか、休止状態の形になると思います。もしこれから使用するとなると例えば、臨時的に道路工事の散水用に使うとか、そういうようなことであれば可能かもしれませんけれども、今のところ具体的にまだそのどこまでについては詰めておりません。今現在については、あくまでも清住の浄水場を今後、機能強化しなければならぬ。それについて、どうするかということの検討でございますので、それ以降については、もう少し詳細が決まってからというような形になると思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 山本です。今の水道関係なのですけれども、生活水ですから大事なことだとよく分かりますが、この今言った開盛から清住までいったん上げて落とすということになるので、1億2,000万円ぐらいということなのですが、こういうのは、何か補助、あるいはいろんな起債を起こせるのかどうか。その点もちょっと教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） これにつきましては、一応、補助事業でやることを考えております。中身については、今資料がないものですから。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 財源調整の関係で言いますと一般会計も影響あるものですから、代わってお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、1億2,000万円のち3分の1が国の補助だということがございました。そして、残り3分の2のうち、その半分、全体の3分の1につきましては、一般会計で借入れをして、そして水道会計に補助するような形をとります。そうしますとその繰り出したものに対して、2分の1が交付税で措置される。一般的には「一般会計出資債」と表現しているのですけれども、そうした起債が1つございます。それとは別に、本当の残っ

た3分の1部分については、水道のほうの起債になる。ですから押し並べて言いますと大体2分の1の補助というような考え方ができるかと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この清住の井戸を掘ったときに、何回試験をして、水質検査を何回やったのか。大体これを運用して何年も経っていないではないのか。水質が悪いから、豊坂から引っ張らなければいけなくなるとは、そんな無計画ではないのか。1回掘って水を検査、また水を検査、水を検査と何回もやるのではないのか。違うのですか建設課長。そして、その結果で水質がと取水量がどうであってという結果を踏まえ、本格工事に入り、給水事業をやるのではないか。これはそんな簡単に駄目になったら駄目だから、また違うとこの井戸を使ってというそのような馬鹿な計画にはならないのではないのか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） これにつきましては、清住浄水場の水源に大腸菌が検出されたために、クリプトスポリジウム菌の可能性があるので、保健所から指導を受けているところでございます。保健所からは濁度0.1以下の管理をしなければならないということで、強く指導を受けているところでございますが、この清住浄水場につきましては、平成14年度に機能強化しております。主には、亜硝酸性窒素の除去対策をしておりますが、クリプトスポリジウムの対策はしておりません。大腸菌につきましては、最初検出されているのが平成16年7月でございます。その後、平成18年8月、平成19年には5月と10月、平成20年には7月と9月というように、平成16年以降については、毎年何回かずつ検出はされているところでございます。先ほど検査の話がございましたけれども、検査につきましては、毎月検査項目によりまして検査をしているところです。それによりまして、大腸菌というのが発生しているということが分かった訳であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これは誤解されたら川村議員困りますから、あたかも清住の豊坂水系の水源が今緊急の事態で大変だということです。これは飲んでいる水ですから、そういう認識をされてはちょっと困りますので、1つは国の今言った大腸菌というよりも、クリプトスポリジウムの基準値が新たに設けられて、変わってきたということがあります。昔は亜硝酸という酸系が強いということで、あそこには吸着装置を設置して、今、建設課長が言ったように、平成16年か平成10何年だったか、平成14年に建設した訳です。その後、国の基準値が変わりまして、新たに検査しますと原水、浄水といいまして、あそこはきちんと消毒していますから、原水の真水の中に1年に何回か微量のクリプトスポリジウムの検出されている。ないときの方が多い訳ですけども、大腸菌が検出されている。これは、今すぐどうだということはないのですけれども、1回出ますと「じゃあしばらく休みましょうか」何て話になりませんので、その点でいくといろんな方法がございまして。1つは、今言った開盛の水系といいましょうか、開盛の水源地をもう1つ確保して、清住、豊坂水系にもっていくことができないかという水量の算出をさせていただく。そしてもう1つは、今のある施設でどういう浄化設備の機能を増やすのとどちらが安くできるかということがもちろんあります。もう1つ検討していたのは、例えば置戸に分水をしてもらおう。

これの可能性についても、あらゆる可能性を今検討した中で万が一になったときの、水の確保を安定的にする。しかしこれだけは待ったなしで、いざという時には待ったなしでございますから、その点での調査をさせていただくということでございますので、まだ具体的に開盛の水を使うとかそういうことではございませんので、ただ、これは置戸も留辺蘂も含めて、全体的に水質が低下してきているというのは事実でございますから、「備えあれば憂いなし」と言ったほうがいいのではないのでしょうか。そういう意味でまずは開盛水系の水量と水位を検査させて、測量させていただきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

議案書20ページでございます。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。極めて私には理解できないことなのですけれども、1つの基準の中で6月に、この条例改正があった。9月ですか。9月にあったということでありませけれども、その中で何故このような手違いが起きたのか。極めて単純なことではないのかなと思いますけれども、その辺について原因をお示しいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 6月の定例会の時に、これを改正させてもらったものなのですが、当時、春の国会でこの地方税法の改正が長引いてしまい情報が入ってこない状態がうちの町で続いていたのです。5月1日にこの改正がなされまして、6月で早めに処理するよということで、道のほうからも指示がございまして、その中には、このように特定非営利活動法人関係の指定をして構わない形で文章が流れてきた訳なのですが、その中に認定という言葉、専門的な方ですとこの認定を受けている法人と認定を受けていない法人との違いが分かるらしいのですけれども、私ども少し勉強不足のところがございます。認識していなかったもので、それでうちの町では、このきらきら本舗さんが関係すると思ひまして、挙げさせていただいたところでございます。管内的には3、4町村改正を行っているのですけれども、この非営利法人あったところは皆さん指定してし

まっているようで、それぞれ誤りということで訂正させていただいているところがございます。そういったことで、ご理解していただきたいと思いますので一つよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

議案書21ページでございます。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） この値上げが第1番目に出てきていますから、僕は全て反対したいと思っています。

それでこの葬斎料のことですが、これは本年葬斎場の委託業者が入札によって変更になり、多大な経費の圧縮があったと聞いております。当然、その経費が圧縮されたら、この葬斎料を値上げする必要はないと思うのですがどうですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政会業務監（森谷清和君） この10月に葬斎場維持管理業務の委託先変更に伴いまして、委託料のほうが減額となっております。年間にしまして、約55万円ほど減額となっております。葬斎場全体で申し上げますとその契約額が落ちる前ですと大体年間630万円ぐらいで管理業務を今回減額なったとしまして580万円ぐらい。大体平均1体9万円程度経費がかかっているということになっております。また今回葬斎場の維持管理業務の委託先が変わりましたけれども、火葬業務1件当たりの委託料というのは15,000円ということで、これは減額前も相手先が変わる前も変わった後も同額となっております。今回、この葬斎場使用料の設定にあたりましては、火葬1件当たりの委託料、その金額を基本に設定させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 今の葬斎料のアップ、値上げについて、これははっきり言いまして、高齢者になり独りでお住まいだった方は家族が来て葬儀をやると経費がかかって大変なのです。私もお袋のときに非常に安くて助かったという経験があります。このとき、埋葬料と火葬料から全て含めて、何ていうのだろうか。車代を含めても、58,000円ぐ

らいで終わったのです。ところが今回、霊柩車代などいろいろ値上げがありまして、10万円を越えるという結果が言われています。そうすると、これ以上の負担をかけたくない。負担をかけられないという家族が本町にはたくさんいます。そしてそれを考えたときに、葬斎料だけでも他町村から来て親の葬儀をやる訳です。非常にお金がかかります。そういうことを考えて、この55万円ほど経費が下がったので、当然上げる必要がなく、今までどおりやられる。この55万円分は下がったのだから、当然ここで上げる必要がない。そうして経費を圧縮して町民が安心して住める訓子府町をつくる。安心、安全のまちをつくるのであれば、この葬斎料というのは、即、身にせまって関係する問題ですから当然上げてもらっては困るのです。それで町職員の方は、どのような考えをするのかよく分かりませんが、一義的には訓子府町で住んでいて、訓子府町にいろいろ貢献して最後に今度は家族がまた葬斎料で苦しめられるというようなことがあってはいけないと思います。ですから、この55万円分をきちんと考えて、上げるということに対しては困ります。絶対反対したいと思いますから、これはお願いします。

議長（橋本憲治君） 質問は何。討論がありますから、討論の場面をお願いしますけれども、再度、いいですか。

企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 今回、使用料、手数料の見直しにあたりましては、財政健全化という視点にも立っております。その面でいいますと入りのものももちろん出の部分も両方合わせてそういった健全化を図っていきたいというように考えており、今年度からもうすでに出の部分でもいろいろ工夫しているところなんですけども、直近の葬斎場使用料の動きを見ますと、美幌、津別で今年の4月から改正しておりますけども、その中で大体、今現在、美幌、津別については15,000円という料金設定になっています。段々高いところでいいますと20,000円とかそういうところもありますし、葬斎場使用料については、その直近での改正の動きを見据えながら今回改正しますと、しばらくまた変えることできませんので、そういったことも含めて、今回その12歳以上の方で町民の方については、15,000円というようなことで設定させていただきましたので、何卒ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これ葬斎料だけで今お話ししておりますけれども、本町は上湧別に次いで管内で2番目にゴミの分別収集で袋代95円の負担をかけて、町民の皆さんは多大な負担を負っているのです。なぜそんなに早くやられたかは、よく僕はちょうどいい時期でしたから分かりませんが、もうすでに本町は町民に対してゴミの分別収集でも負担し、僕でさえ年間おそらく8,000円かかるのです。僕は独り住まいで、生ゴミは必要ないのに8,000円。11年に施行されたとして、9年で僕は72,000円。これを僕は負担しているのです。これは他町村で北見が去年からです。一昨年からは試験で運用されて、北見市とは6年ぐらいの差があるのです。その分訓子府は負担して町民が苦しめられたという感をもっています。ですからとにかくこのゴミの収集に関しても問題があったのですけれども、僕はそのとき議員でありませんから、ものが言えませんでした。ですからそういうことを考えとにかくこの葬斎料というものを上げることは絶対反対。そして僕に「反対してください」というご老人が何人かいます。ですから上げられるのは困

ります。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今、使用料、手数料の関係で葬斎場の問題等々も出ていますけれども、やはり1つ、確かに上がらないほうがいいのです。我々にとっては、やはり安い負担で安心して安全で暮らしていけるのが一番良いというのは、これはもう何が言おうと誰が言おうとそのとおりなのですけれども、そういう中で今回、この提案されている中身の1つとして、やはり先ほどからよく言われている本町の将来にわたってどうなるのかという問題が、1つやはり切り離せられない問題として、この手数料の値上げ等々の問題の中にも含まれているということから考えまして、やはり町民にとっては、厳しい選択になるのかもしれないけれども、そうせざるを得ないのでないかと思えます。であるならば問題はそういったときに、どう、今回質問なのですけれども、どのような形で町民に対して、この部分を説明されようとするのか。まさか単にこの結果だけを「もうこういうように議会で議決されまして、こうなりますよ」ということで済みますのか。あるいはやはりもっともっと丁寧に、やはり皆さん方が納得してもらえ、分かってもらえるような形で説明をしようとしているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、貴重なご意見というかご質問をいただきましたけれども、おっしゃるとおり町民の方にとっては、もう誰もが最後にお世話になる施設でございますから、それを上げるということは、ある意味では町民の皆さん一人ひとりに影響することです。今回の窓口手数料の関係も含めまして、これから広報等でお知らせをしていくこととなりますけれども、特に、葬斎場に関しましては、実際にこれだけの費用がかかっている部分をご理解いただきたいということですから、そうした親切な内容の説明も加えた中でPRを図っていきたいというように思います。なおかつ、訓子府町の葬斎場につきましては、他所の町に負けなくらいホテルマンのような受け止めるところから、あとは最後に送り出すところまでをやっているという部分では、かなり葬斎場建設当時から非常に資金を投入して立派なものにしております。他所の町に負けなくような施設になっていますけれども、本来ですとその時点での値上げということも検討したところなのですけれども、ただその時点では近隣の町村を見ても、10,000円というのが妥当なところだったということでありまして、その際は、値上げを見送ったという経過がございます。今回、近隣の状況も参考にしながら最低限15,000円。この程度なら何とかご理解いただけるのではないかとこの線で金額を設定させていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 反対いたします。これは今後、金の使い道をどのように考えられるのか分からないけれども、今回、北網圏広域組合から3,305万円の金が入る。それ

からサイロを売った金が275万円入っています。それに、鉄道跡地で発生した銅線の売買で485万円入っています。これはまだ積み立ての手続きも何もされていません。そうすると今まで町民に負担をかけてきたふるさと銀河線は、何億も何十億も金を負担し、町民が我慢しているいろいろのことで協力してきていたところからあがっているお金ですから、それを投入していただく。それから北網圏の広域組合から3,305万円のお金が入ってくるはずです。それらを充てて、とにかく乗り切っていただきたい。あと2年なり3年、その金を使いきるまでは、上げる必要はないと思います。ですから当然それらを考えて、町民に町が今までやってきたといういろいろなものの尻拭いをさせないということを考えて欲しい。財政健全化プランというものは、私町長に第1回目のまちづくりの時に、僕は「町をまちこわしになるのでないか」と言ったら、町長は顔色を変えて「財政分析が一番大切な事業であって」って僕と論戦になりそうになった。僕は引込みましたけれども、その時、町長は「財政分析が一番大切だ」。財政分析して水道料を上げます。手数料を上げます。今度は、健康保険税を1年据え置くけども、次の年に上げます。本町では、水道料金を上げます。手数料を上げます。何々を上げます。だから住みよい町でないのですから、他所の町に住んでくださいという宣言をしているようなものだとは私はそう感じていますから、この財政健全化プランというものは、本当の健全化プランであれば、余ったお金をそこに投入町民に負担をかけない。そういうのが絶対的なものだと思います。ですから、お金を横から持ってきて入れる。それが当然の行政の仕組みであり、当然しなければならぬことだと思います。従って、値上げには反対いたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。ただいま、川村議員から反対の討論を表明されたといいますが反対討論が出ておりますので、私は賛成討論ということで考え方を述べさせていただきたいと思います。

現在、一般質問という中でも、現在の厳しい町の財政というものが示された訳でありますけれども、今回、特に財政健全化戦略プランの中で、ここまでしていかなければ、これから訓子府町の先が見えないというような形の中で、どうしてもやはり町民の方に負担をいただいて1年でも、訓子府町の先が見えるような進め方をやはりすべきではないかというような考え方を持っております。先ほど工藤議員から言われました町民に対して、どのような説明をしていくのかというようなこともきちんと踏まえた中で町が進めていくのであれば、私は賛成とさせていただきたいと思います。いろいろ問題が多いと思えますけれども、値上げにつきましては、本当に川村議員のおっしゃることもよく分かりますけれども、訓子府のまちをこれからどうしようかという大事な方向付けをしていかなければならない時期には、値上げもやむを得ないと思います。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 賛成討論という形で発言をさせていただきます。

川村議員のおっしゃっているこのような経済情勢の中で、町民の負担を強いるべきでないという考え方には賛同の意を持っている訳でありますけれども、まずここで、この訓子府町が自立するのかもしれないのかというところにきちんとした判断を示さなければならないのではないのか。自立するという1つの方向を決めた場合に、それに対する対策として、どのような手段を持つのかというところに議論を集中させなければならないという考え方からすると今いろんな形で検討し議論をしていきながら、それぞれ負担をするべきところはする。しかし、私はこの条例については、反対はしませんけれども、こういう形をとっていく裏には、生活の困窮者に対する対策と対応というものを、今まで以上にしていかなければならない。その辺の手抜きをして、単純に条例改正し料金の改定を行うということであれば、これは全く許されるものではないというように考えております。ぜひ私は今申し上げましたように、それぞれ生活困窮者に対する対策をきちんと打って、当然、生活保護を受けるべき人に対しての情報提供も含めたそういう体制を整えていくということを条件にして、この議案に対する賛成を表明したいと思います。

以上です。

議長(橋本憲治君) 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 賛成討論もなしと認めます。

討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(橋本憲治君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。25ページになります。

川村進君。

9番(川村進君) 反対いたします。これはもう皆反対だと思いつているかもしれませんが、はっきり言ってこれは行政の尻拭いを町民がする形と全く同じと考えています。今ある借金です。これだって、過疎債がどうの何がどうのといろいろ不要なものをつくりあげ不要なことをやり、そして最後には歴史館を閉めます。温水プールの期間を短くします。温泉は休止するか売ります。

議長(橋本憲治君) 川村議員、ただいま質疑でございますから。

討論は後ほどありますので。

9番(川村進君) 分かりました。ちょっと勘違いしました。僕は馬鹿だから、関係ないことばかりするけど、これは、何のために上げるのですか。どうして上げなければな

らないのですか。それをお聞きします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私どもなりに全員協議会やあるいは議会においても、それからまちづくり懇談会においても極めて丁寧に説明させていただいた思いでございますけれども、川村議員が、まだご理解いただけないということでございますので、大きくは2点がございます。

1点目は、今日の状況にあつて、水道の整備をするにあつて、6%以上の利子を払いながら借金を返しているという状況でございます。これは、後世にその負担が残るといふのか、私どもの財政運営には、非常に極めて厳しい状況がのしかかってくるということもありまして、国が今まで認めてなかったことが認められたことによって、できるだけ安い利子を6.0%台というものを、先ほど竹村課長のほうで説明していましたが、低価の利子で対応して水道会計をできるだけ健全なものにもっていきたいというのが1点目です。そのことに伴い国は水道会計を健全会計に、より安定的で健全な会計にしていくために料金の改定をなささいというご指示がございますので、ここの部分はそのような形であらせていただいたというのが1点目でございます。

それから2点目は、良いか悪いかは別といたしましても、私どもの町は大谷水系を中心にして、非常に安定的で美味しい水を飲んでおります。しかし一方では水源が、先ほど言いました豊坂やあるいは駒里、弥生等たくさんの水源がございまして、それらの水質を管理するための施設やあるいは検査システムを一元管理しながら進めているという状況でございます。これらについても今後その負担が現在、水道債だけでも相当の借金を抱えているという状況でございますので、これもお示した金額の値上げについてご理解をいただきながら、水道のさらに維持を深めていきたい。しかも今後は、先ほど言いました豊坂水系だけではなくて、例えば、水道の水道管がどのように走っているのかまだまだ分からないところが実はございます。これらについても明確にしていかなければならないなどのいろいろな業務がございますので、一定の負担を町民の皆さまにお願いして、その難を乗り切っていきたいというのが値上げの理由でございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 説明は議案61号でも借換債については終わった訳ですから今回は、単独の水道料金値上げではないのですか。この議案第64号では、借換債を変えるから、今度ここで値上げをするというのは、それはおかしいのではないか。そこですでに利息分が圧縮されている訳ですから、町長。それでは何のために圧縮するのですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 同じような説明になるかもしれません。

この改善を借換債それから一定の水道料金を見直したことによって、経常損益が3,460万円、資本的収支が920万円、この繰上償還が利息軽減になったことによって、この5年間だけではなくて、平成25年以降も改善されていくということでございますので、ここの水道料の値上げと借換債のことは連動しているということでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 質問いたします。5番、工藤です。今回の改正の中で50トンを超える分についてというようなものが体系として出てきたのですけれども、これに該当するというか。この部分でどの位の利用量というのか。何立方くらい見込まれているのか。お伺いしたいと思いますけれども。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま、50トン以上の戸数でございますけれども、率的には7.6%。それで契約件数でいくと7.6%。それと使用水量でいくと46.4%というような形になっております。戸数でいくとよろしいですか。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

川村進君。

9番（川村 進君） 反対いたします。なぜなら、これは、農業用水を50、100立方メートル以上使う方が、どれだけ負担をすることになるのか。そして、今言われている、農業関係者がどれだけ負担を負っているかということ。そしてこれから、このままいくと単年度ではない訳ですから、ずっと永久不変に続き、途中でまた値上げされることに成りかねない。そのときに安易に水道料金は命なのです。これは、人間が飲んでいながら命でなく、産業と農業についても命なのです。水は、それを安易に値上げすればいいというものではない。そしてこれが連動しているということは、僕は分からなかった。僕は馬鹿だから、よく分からなかったのですが、連動しているのであれば、借換債もする必要ないのです。なぜなら町民に負担を与え、農業経営者に負担を与え、今後、牛屋さんにしても、ものすごい水量を使っている。60戸と言っているけれども、この人たちの負担を考えたとき、安易に水道料金を上げるべきはでない。これは命です。農業に関しても人間に関しても命です。それを簡単に上げればいいというものではないです。ですから当然命に関わるものだから上げては困ります。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 隣り同志で反対、賛成になるのですけれども、我々がこういうことを含めて、職員だけではなくて町民の方に理解をしてもらえよう話を我々もしなければならぬ。借り換え等含めて関連がありまして、実は、私らも何年か前に確か総務省だったと思いますけれども、温根湯に幹部が来たときに、「この金利の高いのは何とかならぬのか。地方がもたない。」というような声を上げ、その話をしていました。これを何とかしたいと国の方も動きまして、やっとここ何年間かかってここまで来た訳です。これよりもっと高い金利もありまして、当時、これを何とかしないと今反対される方もいますけれども、町民に対して、まだまだ高い水の供給になってしまう。これを何とか町財政も含めて、町民のことも考えて、こういうことを長い間待っていた訳でやっとできた。当然、国の言うのも、我々も理解できると思っています。1つも自分たちが負担をしないで、国にだけ借り換えを求めるとするのは公平ではなく、当然このくらいは地元が被らなけ

ればならないと我々も思っていますし、そのことをしっかり町民に説明をしながら、この案件については、どうしても町民に、執行側もぜひ説明をさらにしていただきたいと思えますし、そういうことから、私はこの問題については、賛成をいたします。

議長（橋本憲治君） 本案に対する反対討論の発言を許します。1人1回です。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 賛成討論なしと認めます。

討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第65号の質疑を行います。議案書28ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の質疑を行います。議案書31ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第66号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の質疑を行います。議案書34ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第67号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号の質疑を行います。議案書35ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第68号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の質疑を行います。議案書44ページになります。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。議案第76号です。この図面で見ますとホクレン牧場の社宅があるわけですけれども、今回に認定に至るまで、その辺の経過があると思
いますので、この件について、説明をお願いいたします

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） この認定までの経過についてでございますけれども、今、議員がご質問したとおり、この路線につきましては、ホクレン組合飼料の宅地がございました。これにつきましては、今年の平成20年12月5日にホクレン組合飼料から土地の寄付をいただいたところでございます。面積的には156.86㎡でございますが、この路線につきましては、大町町内会から以前より整備要望がございましたが、このホクレン組合飼料の土地がございましたために、なかなか道路整備ができなかったところでございますけれども、今回この寄附をいただいたことによりまして、来年以降この道路整備を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） これ元から、この件については要請があったということも承知しておりますけれども、かなり狭いなという感じが当時よりしていたのですが、道路幅とそれからここに勤労者福祉会館の前まで舗装されていないと思うのですが、これらについて今後どうするのか。分かればちょっと説明願いたい。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 敷地の関係でございますが、元々道路敷地として7mございました。ホクレン組合飼料のところにつきましては、今ご説明いたしましたけれども、7m幅で寄付をいただいて156.86㎡でございます。なお、この沿線には大町の西地域集会所がございます。これについては、道道北見白糠線を起点といたしまして、東2丁目線まで接続する。鍵の形にして、東2丁目線まで、北2条線まで、失礼いたしました。北2条線まで接続するような道路整備を考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） そうすると西地区集会所の前までL型に考えているということと理解していいですか。

建設課長（竹村治実君） はい。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村進君） この整備というのは、下水道を入れて舗装されるということですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 下水道整備につきましては、すでに訓子府の市街について、もう終わっているところでございます。ここについては人家も張り付いていますので、ここについての下水道整備もすでに終わっています。来年度以降予定するのは道道に関する整備のみでございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の質疑を行います。議案書46ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。今回のこの被害につきましては100%。何と言いますか。率ですと当町分の公用車の負担分は、当然もたなければならないと私は思うのですが、この金額はどれぐらいになるか教えてください。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) ここに記載の額については、相手方の賠償額でございます。当町の車の修理代については、5万3,938円でございます。

以上です。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号、議案第71号、議案第72号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明の終わっております、一括議題の議案第70号、議案第71号、議案第72号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第70号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。37ページでございます。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、議案第70号の質疑を終了いたします。

次に、議案第71号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、議案第71号の質疑を終了いたします。

次に、議案第72号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。今回の資料によりますと出資比率で3,300万円。余剰金配分で、これは正式決定ではないかもしれませんが、111万3,000円ぐらい入りますが、合計で3,400万円入りますが、これはどういう財源に入れるのか伺います。

議長(橋本憲治君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 現時点で予定しておりますのは、財政調整基金ということに積み立てすることで考えてございます。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、議案第72号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第70号、議案第71号、議案第72号の採決をいたします。

議案第70号、議案第71号、議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号、議案第74号、議案第75号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております、一括議題の議案第73号、議案第74号、議案第75号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第73号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第73号の質疑を終了いたします。

次に、議案第74号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第74号の質疑を終了いたします。次に、議案第75号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第75号の質疑を終了いたします。以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより、一括議題の議案第73号、議案第74号、議案第75号の採決をいたします。議案第73号、議案第74号、議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第73号、議案第74号、議案第75号は原案のとおり可決されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

議長(橋本憲治君) この際、日程第25、認定第1号、日程第26、認定第2号、日程第27、認定第3号、日程第28、認定第4号、日程第29、認定第5号、日程第30、認定第6号までの6件を一括議題といたします。

本案は、平成20年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものです。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

10番、小林一甫決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長(小林一甫君) ただいま議長から指名があり、お許しをいただきましたので、平成19年度決算審査特別委員会における決算審査について、ご報告申し上げます。

平成20年9月17日開会の第3回定例会におきまして当委員会に付託を受けた、「認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の決算審査特別委員会は、11月10日から13日までの4日間にわたって、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査については、事前に提出されている予算執行に関わる各関係書類などの検査をした後、審査の必要上、提出された収入・支出伝票についても検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置いて、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、調査による疑問等を生じた事項については、関係課長等の出席を求めて、疑問点等を聴取いたしました。

詳細の審査及び質疑の内容については省略いたしますが、決算審査特別委員会の最終日の11月13日には、委員会としての表決を行いまして、付託された「認定第1号」から「認定第6号」までの6会計の決算は、お手元に配付の「委員会審査報告書」のとおり、いずれも、原案のとおり「認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしましたものであります。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思っております。

最初に、「町税及び使用料等の未収額の解消」については、職員の収納率向上に対する努力は十分認められますが、町税の収入未済額については、生活困窮者及び低所得者層の増税によることが主な原因とのことでありますので、生活状況を総合的に把握する方法として、収入調査を実施するなど、収納率の向上のための方策も検討していただきたい。

さらに、町税等の滞納者への個別指導や督促状の励行等により、納税への理解を深めていただくことや、将来に向けて、「滞納解消のための広域的な徴収の検討」などを含め、収入の確保に努めていただきたい。

今後とも、自主財源の確保と税の公平性の原則からも、各課等との連携を図りながら、より一層の徴収努力を期待するものであります。

また、水道事業の繰越欠損金が累積している中、水道事業会計の繰上償還については、平成19年度から高利率の繰上償還を実施しているところですが、更なる繰上償還についての検討をお願いしたい。

次に、基金についてであります。

産業後継者育成基金については、本町の農業後継者が増えていることなどから、新たな基金の活用方法として、将来のまちづくりを担う青少年育成のための「人づくり」に使用するなど、幅広い基金の有効活用を期待するものであります。

最後になりますが、財政的に厳しい状況下で、職員数が減少している中、財政健全化に向けての創意工夫と職員一人ひとりの努力は十分評価できますので、今後においても、事業の費用対効果を念頭におき、知恵と工夫を発揮して業務効率を高め、町民のサービス向上に努めていくことを望みます。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの審査の経過と結果を申し上げまして、訓子府町議会会議規則第77条の規定による報告とさせていただきます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 以上のとおり、認定第1号から認定第6号までに対する委員長からの報告は、お手元の議案の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定したものであります。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

委員長退席をお願いします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号までの6件については、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号は、いずれも認定することに決定いたしました。

追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、上原豊茂君ほか3名から、意見書案第12号 自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第12号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見書案第12号

議長（橋本憲治君） 意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第12号についてご説明いたします。

意見書案第12号

自主的な共済制度の保険業法の適用除外を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年12月17日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂

議員 河端芳恵

議員 工藤弘喜

議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもってかえさせていただきます。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

内閣府特命担当大臣（金融）様

金融庁長官様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成20年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時55分